○核原料物質、核 ((平成十五年経済産業省令第百十二号)(第十七条関係) (傍線部分は改正部分)核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施

第一号において同じ。)において、理学若しくは工第三条の二第一号、第三条の三第一号並びに第五条一、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ検査員」という。)とする。	かつ、機構の理事長が選任した者(以下「原子力施設下六条の主務省令で定める資格のいずれかに該当し、四に規定する検査(以下「溶接検査」という。)を実四に規定する検査(以下「溶接検査」という。)を実四に規定する検査(以下「溶接検査」という。)を実において準用する場合を含む。)及び法第四十三条の二部(完の十二第六項に規定する検査に関する事務の一部(三の十二第六項に規定する検査に関する事務の一部(三の十二第六項に規定する検査に関する事務の一部(三の十二条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項第四十六条の二の二第三項及び第五十一条の十第三項	五第二項、第四十三 (で第五十一条の八第 が第五十一条の八第 で第五十一条の八第 で第五十一条の八第	改 正 案
若しくは工学に関する学科を修めて卒業した者又はびに第五条第一号において同じ。)において、理学る大学(短期大学を除く。次条第一号及び第二号並一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)によ	<ul><li>査員」という。)とする。</li><li>査員」という。)とする。</li><li>一、機構の理事長が選任した者(以下「原子力施設検でる者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十 する者は、機構の職員であって、次の各号の法第六十 で規定する検査(以下「溶接検査」という。)を実施に規定する検査(以下「溶接検査」という。)を実施 第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場 第三項及び第五十一条の十第三項において準用する場 では いっこと はいっこと はいっとと はいっとと はいっとと はいっと はいっとと はいっと はいっと</li></ul>	条の十一第三項、第 等接検査を実施する: だ人原子力安全基盤 四十三条の五第三項 四十三条の五第三項 四十三条の五第三項 におい	現

لح 力以 力 子 他 力 7  $\mathcal{O}$ 施 上 L う。 < 施 保 設 制  $\mathcal{O}$ 関 に三 安 学 委 は設 す に 製 員 運 に 力 る 係に 会 関 年 転 錬 を 学 が以に 通 る す 有 科 施 上 関 設 算 る 定 設 す を  $\Diamond$ 従 す L 行 を る 修 改事務 事したに る 政 除 8 研修 事 建 認 7 築 卒  $\Diamond$ 経験 を 以 以 5 業 ( 以 補 以 修 上 下 れ L を 了 従 下 修 下 同 た る 者 有 事  $\overset{\text{\tiny $\Gamma$}}{\circ}$ 者 L た し保検 L 保 で 又 ŧ 安 た 安 は 査 あ 行 のか事 経  $\mathcal{O}$ 0 つ、 務 品 験 政 保 て 質 又 事 安 لح 原と保は務そ 同 子い証原 の子

一施

0

لح

同

等

以

上

 $\mathcal{O}$ 

力

を

有

す

る

لح

認

8

6

れ

る

者

で

#### 五二 兀

が 立の経制 設 0 兀 定 る 行 規 済 委 置 た 条 電 第二 員 省  $\Diamond$ のに 政 定 産 法 者 気 る 令法に 規 業 会 又 事  $\mathcal{O}$ は項業略 定 研 験 ( 人 よ 平 原 る 人 省 規 を 修 す 則 部 旧 及 法 有 成 子 廃 を る 原  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 電 び する 第昭 電 + 力止 整 施 気 子 了 三 気 五安前力 理 行 工 和 L 者 工 年 全 の規 等 に 作 項 三 たも で 作 経基 電 伴 に + 制 物  $\mathcal{O}$ 委員 あ 済 盤 関 う 電 物 気 検 九 事 2 検 機 経 産 す 査 気 年 業 会命 構 7 査 業 る 済 員 工法 の法 員 省 命 作律 産 原 を 令 検  $\mathcal{O}$ 令 令 業 原 物第 子 第 査 規 省 子 第 検 百 1 う。 力 等 定 平 令 百 力 査 七 号) に + 成 規 官 規  $\mathcal{O}$ 十 号) 制 以 実 基 原 制  $\mathcal{O}$ 号) 施 づ + 委 職 第 子 委 下 < 員 力 員 同 に 三 五. に 第関独条年 規 会 あ 百

略

経 行 か 事 設  $\mathcal{O}$ つ、 務 品 験 政 保 及 処 質 又 事 安 U 理 加 لح 保は そ 原 務 使 施 工 子い 証 原 の用 設 施 う。 子と他施力いの設 力 若 設 規 L 廃 う。 ) に 三. 施 < 保 制 等 原 棄 安に は 設 委 物 子 (以 員 に 運 埋 炉 年 関 会 転 係 に 設 施 下 が以 に る 通 す 施 設 定 上 関 設 算 る原 設 従 す 子  $\Diamond$ 計 し 行 及 使 てニ る 事 る 政 力 び 用 研 L 事 事 特 建 施 済 た 修 年 務 務 築 設 定 燃 を修 経 料 以 廃 以 上以 と 験 補 棄 貯 を 了 下 従 下 物 蔵 修 1 う。 有 事 施 L 管 たし保検 し保 理設

#### <u>-</u> 兀 略

t

安 査 た 安

五.

る 実 基 兀 0 た 者 무 条 施 づ Ź 原 を に 第 気 子 関 独 又 事 11 以 う。 は 力 す 項 業 下 規 る 行 電 及 法 制 省 政 気 び 以 検 委員 查 令 法 第 下 工 昭 人原 同省  $\equiv$ 作 和 会が 平 じ。 令 三 物 項 成 子 検 の十 定 لح 力 +査 電 九 五安  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ V 員 気 年 る う。 経 年 全 法 工 研 経 基 作 験 電 律 修 を 盤 気 済 物 第 を 第三 産 機 事 検 有 百 する 修 業 構 業 杳 七 条 省 了  $\mathcal{O}$ 法 官 + 者 検 号) に 令  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ た 規 で 第 規 職 査 Ł あ定百 等 定 に 第 のっす 十のにあ百

溶 接 検 査を実施 する 者)

第三条 (略)

5 電気事業法符

物 経 検査官の職に 験を有する者 第百四条第二 あ 2 た者又は旧電気工 項 及び 第三 作 項 物 の電気工 検 査員 の作

七~ 九

溶 接 安 全 一管 理· 審 査を実施する者)

の 二

機

構

が

行う

溶接

安全管

理

審

査

を実

施

心する者

新設

主務省令で 0 理 機 事 構 長  $\mathcal{O}$ 職員 が 定める資格の とする。 選任した者 であ 0 て ٧V 以 次の各 ず 'n 下 カュ · 号 の 溶 に 該当 接安全管 法 ľ 第六十 理 か -六 条 審 査 機  $\mathcal{O}$ 員

\_ と

1

. う。

発電用  $\mathcal{O}$ 学力を 学 校 炉 施 関 原子 設の 教 す 有 育 る学科を修 炉 保 法 す 安その ると認 施設に による大学にお 係る設 他 められる者  $\emptyset$ の保 て 卒 安に · 業 し 計 1 関する て、 建 で た 築、 者 あ 又 理 はこ 行 て 学若しく 補 修 政 事務又 発 れ 電用 と同 検 査 \_ は は 原 等 工

が 以

定 上

め

る研修

を修

了

したもの

質保

証

若

L

くは

運

転に関する

事

務

通算

L

て二年

一従

事した

経

一験を

有し、

カュ

、つ、

原子力規制委員

숲

六 略

第三 条 溶 (略)

接検査

を

実施する者)

六一、 五 (略)

験物 がを有い 検査 電気事業法第百 する者 官の職にあ った者又は電気工作物検査 几 1条第二 項 及 (び第三 項  $\mathcal{O}$ 電 員 気

のエ 経 作

七~九 (略)

も ` の か 設 保 れる者であって、 した者又はこれと同 安に て、 学校 計 す 、つ、 んる事 建 関 理 教 でする 学若 築、 務 育 原子力規制委員会が定める研 に 法 行 しくは工学に関する学科 通 補 12 よる 算 政事 修 L 発 務又は 等以 て 電 短 検 用 四 期 査 大学 原子 Ŀ 年 発電 一の学 品 以 上 質 炉 又 力を有る 用施服 保 は 従 事 証 高 L 若 子  $\mathcal{O}$ 等 た経 修を修了した 保安その すると認め を修め L 炉 専 施設 門 心験を有 学 は て卒業 に保 · 校 に 運 他 転 b る  $\mathcal{O}$ お

三 会 が 査 原子 定 員  $\Diamond$ 力  $\mathcal{O}$ る研 施 経 験 設 修 を 検 を修 有 査 す 官 了し る者 0) 職 たもの に で あ あ 0 0 た 者 原 又 子 は 力規 原 子 , 力 施 制 委員 設

兀 五. る研 修 政 物 電気事 発電用 事 験を有する者であっ 検 修を 務 査 検 查、 官の 又 は発 原子 業法 修 職 了 品 にあ 第百四 電 L 質 炉 たも 保 施設 用 原子炉 証 0 [条第二 若 0  $\mathcal{O}$ た者又 て、 保 しく 安そ 施 設に 原子 は 項 は 及  $\mathcal{O}$ 旧 運 転に関い 力規制 電気工 他 び 第三  $\mathcal{O}$ 保 する事 安に 計 委員会が定 作 項 物検  $\mathcal{O}$ 関 建 電 築、 でする 査員 気工 務 に 力 行 の作 通 補

制 前各号に掲 いると原子力規制委員会が認 委員 会が げ 定める研 る者と同等 修 を修 以上  $\mathcal{O}$ 知識及 た者 め る者 び 経 験を

算

て

六

年

以

上

従

事

L

た経

一験を有

カュ

原子

了

L

定 期 安全 管理審 査を 実施する者)

0) 務 省令 理 機  $\mathcal{O}$ 事 構 長 で  $\mathcal{O}$ が 定 職員であ 機 選任した める資格 構 が 行 つて、 う 者  $\mathcal{O}$ 定 期 1 以 ず 次 安 の各 下 全 れ 管 カコ 号の法 定 に 理 期安 該当し、 審 查 全管 第六十 を 実施 理 カュ 六条 加する者 審 査 員 機  $\mathcal{O}$ 

7

. う。

二年 查、 員 用 以 会が 原子 学 校 は 上の学力を有すると認 発 品 関 以 電 定 上 質 炉 す 教 施設 保 用 育  $\otimes$ 従 る学科を修 とする。 る研 事 証 原 法 子 に L 若  $\mathcal{O}$ による大 修を た経 保安その他 しく 炉 施 一験を有 起設に係 修了 めて卒 は グ学に 運  $\otimes$ L 転 たも る設 5 業 の保安に関 L に お れる者 関 L 1 た者 て、 のか 計 す る 0 事 建 であって、 又 理 原子力 務 築、 する行 はこれと同 学若 に しく 通 補 修修 規制 算し )政事 発 は 委 て 務 検 等 工

設計、建筑 れる者 もかか た者 て、 学校 す る事 であって、 又はこれと同 理 教 育法 築、 する 務 学若しくは 原子力規制委員会が定める研 に 行 による短期大学又 通 補 算 修 政 事 し 発 務又は 等以上 電用 て 工学に関す 検 匹 查 年 原 一の学力 発電 子 以 品 質 炉 上 用 施設 る学 従 保 は 証若 原子 を有 高等 事 L の保安そ 科 こを修め 修を修了し た経 すると認め 炉 専 L 施設に係る < 門 験 学 は を有 て卒 校に 運 0) 他 転 る  $\mathcal{O}$ 

会が 原子 査 員 定 め  $\mathcal{O}$ 力 る研 経 施 験 設 修 を 検 を修 有 査 す 官 る者 了したもの 0 職 であ に あ 0 0 た 者 原 又 子 は 原子 力規 光制委員 力施 設

兀 物 検 電 査 気 事 官 0 業 職 法 にあ 第 百 0 兀 た者 条第二 又 は 項 旧 及 電 び 気 第 工 作 項 物検 0 電 査員 気  $\perp$  $\mathcal{O}$ 作

経 験 を 有する者 こであ 0 て, 原 子 力 規 制 委 員 会 が 定  $\Diamond$ 

る 研 修を 修了 L たも  $\mathcal{O}$ 

五. 修、 算 政 事 発 て六 務 電 検 用 査 又 年 は 原 以 品 発 子 上 質 電 炉 従 保 用 施 事 証 原 設 L 若 子  $\mathcal{O}$ た経 保 L 炉 < 施 安 一験を そ 設 は 運 に  $\mathcal{O}$ 有 転 係 他 L 12 る  $\mathcal{O}$ 関 設 保 する事 計 安 か に 0 建 関 原 務 築 す 子 る に 力 通 補 行

六 規 前各 制 委員 号に 会が定 揭 げ る者 め る と同等 研 修を修了 以 上 L  $\mathcal{O}$ た 知 者 識 及 び 経 験

を

有

7 V ると原 子 力規 制 委員 会が 認 める者

廃 棄 物 埋 設 施 設 確 認 事 務を実 施する者

第 四条 略

兀 略

五.

物 検 電 査 気 官の職 事 業法 に 第 あ 百 0 兀 た 条第二 者 又 項 は 及 旧 び 電 第 気 工 項 作  $\mathcal{O}$ 物 検 電 気 査 員 工 の作

経 験を 有 する者

5 九 略)

放 射 能 濃 度確 認 を 実 施 する者)

第 四条の二 略略

物 検 気事 査 官の 業法 職 第 に 百 あ 几 0 た者又 条第二 は 旧

電

気

工

作

物

査員 気工

の作

電 検

四一〈電三 略) 一項及び 第三 項  $\mathcal{O}$ 

> 廃 棄 物 埋 設 施 設 確 認 事 務 を実施 する者

第 几 条 略

兀 略

五. 物 検 電気 查 八事業法 一官の職 第 に あ 百 兀 0 た者 条第二 又 は 項 電 及 び第 気 工  $\equiv$ 項 物  $\mathcal{O}$ 検 電 査 気

員

工  $\mathcal{O}$ 

経 作

六 5 九 略

験を有る

する者

第 兀 条の二 放 略

射

能

濃

度

確

認

を

実

施

する

略)

兀 物 検 電気 査 事 官 1の職 業法第百 にあ 0 兀 た者 条第二 又 項及 は 電 び第三 気 工 作 項 物 検  $\mathcal{O}$ 査 電 員 気 のエ 経 作

第七条 第六条 第五条 3 2 一 <u>5</u> 三 五. 四 五 五. 運 事 廃 果の 5 審 5 経験を有する者 物 経 (略) 査及び 第六 九 験を有する者 検査官の職 八 験を有する者 検査官の職に 七 務規程で定めるべき事項 電気事業法第百四 搬 電気事業法 棄 物 通 確 略 (略) (略) 知に 確認を実施する者 + 認を実施 (略) (略) 法第 (略) <u>.</u> 条第三 0 四十 に 第百四条第二項 1 あ あ する者) 項 0 0 事 条の三の十三第五 0) た者又は旧 条第二 た者又は旧 主務 務規程 一項及び 省. 及び で定めるべ 令 電気工作 電 で 定め 第三 第三 気 工 る溶 一作物 項に規定する 項の電気工 項の電気工 き事項は、 物検査員 検 接安全管 査員 の作  $\mathcal{O}$ 作 第六条 一 <u>〜</u> 三 第 五 第七 2 五~八 五~七 五. 兀 兀 事 (運 (廃 (新設 物検査 条 一 九 験を有する者 条 験を有する者 験を有する者 物 略 搬 棄確 務規程で定めるべき事 検査官の職にあ 電気事業法第百四 電気事業法第百四 物 (略) (略) (略) (略) 確認を実施する者 官の職にあ 認を実施する者) (略) (略) (略) (略) 0 0 1条第二 た者又 た者又は電気工作物検査 条第二項及び第三 項 は 項及び第三 電 気工 作 :物検 項 項の電気 の電気 查 員

 $\mathcal{O}$ 

工

経 作

員

 $\mathcal{O}$ 工

経 作

5 5 8 4 全管 九 八 七二六 五四三 で定 審 する事項でお接安全管理 な事項 果の 置に + 查 関 第三項各号 溶接安全管理 ||に関する事項|||溶接安全管理審本 1理審· める事 その他 第四 原子 の三の十三第五 三条の三の十六第六項において準用する法第四 手数 0 溶接安全管理 溶 場 通 とある 接 (略) ,力規制( 査員」 合にお 知に関 安 十三条の三の十三第五項」 料 務規 全管 溶接安全管  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 収  $\mathcal{O}$ とあるのは 程で定 する事 規 委員会に 理 理 理 は 納 1 一審査員 審 審 程 審 て  $\mathcal{O}$ は、 「項」と読み替えるものとする。 定期安全管 查 査員の選任及び解任並びにその 査 方 查 理審 法 め 項 に 0) 0) るべ 実施 関 0 業務を行 れ 対 法第六十 職 関 5 查 す す 「定期・ 務に関 き 事 る帳 Ś 0 0) 0) す 方法 る事 理 規 業 溶 審查」 安全管 定中 接安 簿及 項 五. 務 う とあ E 第三 に する事 項 時  $\mathcal{O}$ 関 0 実 全 び 間 るの 理審· 書類 溶 項 管 する事項 施 及 1 項 び 接 理 て  $\mathcal{O}$ に 重査員」と 安全管 は 準 関 主 審 0) 休 保存に 一務省令 溶接安 用 查 日 L 法 する 必 に 0 第 結 配 関 理 要 3 5 6 (新設

(略)

次に掲げ

るも

のとする。

の業務を行う区域

事業所の名称及びその

事

業

所

が

溶

接

安全管

理審

查

#### 別記様式 (裏面

# 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第 68 条 問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質そ 等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3第1項各号のいずれか 際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) 事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規 原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力 に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及 号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国 制物資使用者、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各 び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若 いて、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、 しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律( に応じこの法律の規定 原子力事業者

2 その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1 る施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定す

#### 3 (略)

4

原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、 第 62 条第1項の規

#### 別記様式 (裏面

第 68 条 等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3第1項各号のいずれか 制物資使用者、第 61 条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各 の他の必要な試料を収去させることができる. 問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質そ び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若 に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及 いて、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、 際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。 号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国 事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規 原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第3項各号に掲げる原子力 .くは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律( 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄) 。)に応じこの法律の規定

- 0 51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務 所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ 条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16 又は関係者に質問させることができる
- ω 定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第 62 条第1項の規

他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の 量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができ 定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その

°

 $5 \sim 7$ (略)

 $\infty$ 立入検査等」という。) の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第4項まで(国 土交通大臣にあつては、第1項)の規定による立入検査、質問又は収去(以下 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務 を行わせることができる。

 $9 \cdot 10$ (略)

 $\vdash$ 書を携帯し、かつ、 第8項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは 関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない その身分を示す証明

12 第78条 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと 解してはならない。 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下

の罰金に処し、又はこれを併科する

項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る 部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく 1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5 第 68 条第1項(核原料物質使用者、 国際規制物資使用者、第 61 条の3第

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5 第 68 条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3第

> ° 他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の 量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができ

 $4 \sim 6$ (器)

7 の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第3項まで(国 土交通大臣にあつては、第1項)の規定による立入検査、質問又は収去(以下 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる検査等事務

8 • 9 (器)

立入検査等」という

を行わせることができる。

10 書を携帯し、 第7項の規定により機構の職員が立入檢査等を行うときは かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない

 $\vdash$ 第1項から第5項までの規定による権限は、 解してはならない。 犯罪捜査のために認められた

第 78 条 の罰金に処し、又はこれを併科する 次の各号のいずれかに該当する者は 1年以下の懲役若しくは100万円以下

部分を除く。)の規定による立入り、檢査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく 項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5 第 68 条第1項(核原料物質使用者、 国際規制物資使用者、

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5 第 68 条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3第

項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る 部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第 13 項の規定による立入り、検 香若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず 、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の表別に人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

 $|\!|\!| \bot$ に係る部分を除く。) 又は第 30 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部 を除く。) 置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 10 号(試験研究炉等設置者に係る 試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く 分を除く。) 1億円以下の罰金用 及び使用者に係る部分を除く。) 部分を除く。) 第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く 第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分 、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2 (試験研究炉等設 第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号 第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者 第 11 号、第 12 号(試驗研究炉等設置者に係る部分を除く 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者 第6号、 第7号、第8

三 第 77 条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第 4 項まで又は第12項の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して嫌述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 78 条第 1 号、第 2 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 3 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 4 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 4 号 (計験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 8 号の 2 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)。第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 12 号 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)。第 14 号、第 15 号、第 17 号、第 18 号、第 20 号、第 21 号、第 26 号の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27 号の 2 から第 27 号の 4 まで、第 28 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、1 億円以下の罰金刑

三 第 77 条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

○試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則

(傍線部分は改正部分)

及び旧使用者等に係るものを除く。以下「溶接検査の三第一項の検査(旧試験研究用等原子炉設置者等一、法六十一条の二十四に規定するに規定する法第二一(略)	おいて同じ。)に係る次の各号に掲げる確認等についう。)又は使用者(旧使用者等を含む。以下この条に設置者等を含む。以下「試験研究炉等設置者等」とい当該試験研究用等原子炉に係る旧試験研究用等原子炉にある試験研究用等原子炉をいう。)を設置した者(	器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階等一条 この省令は、特定試験研究用等原子炉(試験研究用等原子炉(試験研究用等原子炉(試験研究用等原子炉(船舶に設置する極水減速加圧軽水を使用 この省令は、特定試験研究用等原子炉(船舶に設置する (適用範囲)	改 正 案
等に係るものを除く。以下「溶接検査」という。) の三第一項の検査(旧原子炉設置者等及び旧使用者 る確認等について適用する。) に係る次の各号に掲げる確認等について適用する。	に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等ものを除く。)をいう。)を設置した者(当該原子炉であつて研究開発段階にあるもの(発電の用に供するが構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。)として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器	る軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材 及び船舶に設置するものを除く。)及び船舶に設置す 一年四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの 一年四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの 一年政令第三 一年政令第三 一年政令第三 (適用範囲)	現

という。

几

放 射 能 濃 度 確 認 を 実 施 する者

第三 条 略

5 (略)

三条 < 几 同 五. 力 員 に 独立 条第二 会設 あっ 関する省 第二条に規定する電気工 年 規 電 制  $\mathcal{O}$ 経 気 うる省令 社行政法・ 3二項若· 二項若· た者 委員 規 置 済 定 0) 法 産 経 会規 業 又 に  $\mathcal{O}$ しく 験 人原子力安全基盤 よる は 省 (平成十五年 昭 則 部 旧 和三十-廃 原  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 電 第三項 する者 施行に 気工 子力 止 整 前 理 規  $\mathcal{O}$ 等 作 九 一作物 電気 伴 経 制 0 に 物 年 電法 委員 済 関 う 検 《事業法 気 工 検 産 機 経 す 査 律 業省 構 第 会 査 る 済 員 員  $\mathcal{O}$ 命 命 産 作 百 原子 令第百十 検査等の 物検 を  $\mathcal{O}$ 令 業 七 令 いう。 規定に基 省 第 + 平 · 号 ) 力 令 査 号) 官 規 成 -一 号 施 制 以 原  $\mathcal{O}$ 第 委 職 づ 第 + 子 百

0)

経験を有する者

三 • 兀

略

放

射

能

濃

度

確

認

を 実

施

す

る

第 三 条 略

兀

百 等 定 に 兀 に基づく独 条 +0 あ 電 実施 った者 気事 第 号) に 業 項 若 第二条に規定する者 関 又 法 しく する省令(平成十立行政法人原子力 は 昭 電 気 は 和 I 第  $\equiv$ 作 三 + 物 項 九 検 年  $\mathcal{O}$ 査 電 法 を 五安 気 工 員 律 年 全 電電 1 第 う。 基 経 作 百 盤機 気事 済 物 七 検 + 以 産 下同 号) 業 構 業 査 省 法  $\mathcal{O}$ 官 検 ľ 令  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 第 查 規 職 百

五 5 七 略

五.

5

七 ľ

略)

を

有

第 三 条 五の二 略

六 工 電気 作 物 検 事 業法 査 する者の職 第百 に 兀 条第二 あ 0 た者 項若 又 は L < 電 気 は 第 作 項 物 検  $\mathcal{O}$ 電 査

員 気

溶 接 検 査 を

実

入施 する

( 略

員 工

経

験 検 事

を有

す

る

者

作 電 五

物 気

 $\mathcal{O}$ 第

職に

あった者又

は

旧

電 は

気

工

作 項

物

検

査 業 官

百

兀

1条第二

項若

L

<

第三

0)

電

溶

接

検

査

を実施

す

る

0

略

査 気  $\mathcal{O}$ 経験 を有

(18) - 2

#### 5 九 略

七

棄 確 認 を 実 が 施 す る

原  $\mathcal{O}$ 子 職 条 カュ つ、 力 員  $\mathcal{O}$ 規 1 で う。 機 制 あ 委員 構 9 機  $\overline{\phantom{a}}$ 構  $\mathcal{O}$ 理 会 す 事 規 行 次 る 長 則  $\mathcal{O}$ う 各号に が 廃 選 棄 任 確 る資 規 認 L た 定を 者 格 す 実 る施  $\mathcal{O}$ い法す ず る 下 第 れ六者 廃 か 十は を 棄 六 確有条 機 認 し  $\mathcal{O}$ 構

5  $\stackrel{'}{\equiv}$ 略

と

لح

員 工  $\mathcal{O}$ 作 電 経 物 気 検 事 験 を有 業法 査 官 す  $\mathcal{O}$ 第 職 る 百 者 に 兀 条第二 あ った 者 項 若 又 は L < 旧 は 電 第三 気 I 作 項 0 物 電 検 気 査

五. ( 八 略

運 搬 物 確 認 を 実 施 す る 者

第

兀 か 子 職 つ、 力 員 条 規制 であ 機 機 委員 構 0 構 て  $\mathcal{O}$ が 理 会規 行 事 次 う 則 運 長  $\mathcal{O}$ 各 が で 搬 号に規 選 定 物 止める資格 確 任 認 L 定す た を 者 実 のお法 施 **(以** する 下 ず 第 れ 六 者 + カュ 運 は 搬 を 六 有 条 機 物  $\mathcal{O}$ 確 構 原の 認

員 と 11 う。 と す る。

5  $\stackrel{'}{\equiv}$ 

員工 の作 電 経 物 気 検 事 験 を有 業 查 法 官  $\mathcal{O}$ 第 職 百 に 兀 あ 条 **第二** 0 た 者 項 若 又 は L 旧 < 電 は 気 第 Ī 作 項 物  $\mathcal{O}$ 検 電 査 気

五. 5 九 略

す

る

七 5 九 略

廃 棄 確 認 を 実 施 する 者

第

員 原の  $\equiv$ 条 カュ 子 職 と つ、 力 員 1 規 で う。 機 制 あ 構 委 2 機 て、  $\mathcal{O}$ 員 構 会規 لح 理 が す 事 次 行 ; う 廃 る 長 則  $\mathcal{O}$ で定 各 が 選 号 棄  $\emptyset$ に確 任 る 規認 た資 定 を 者 格 す 実 る 施  $\mathcal{O}$ **(以** い法 す ず Ź 下 第 者 れ 六 廃 か十は を六 棄 確有条機

> 認 L

の構

略

兀 のエ 経 作 電 験 物 気 を有 検 事 業 査 す 官 法 る 0) 第 職 百 兀 に あ 条 0 第 た 者 項 又 若 は L < 電 気 は 第 工 作 項 物  $\mathcal{O}$ 検 電 査

> 員 気

五. 5 八 略

運 搬 物 確 認 を 実 施 す る

第 員 か子 職 兀 力規制 0 員 条 で あ い機 機 う。 構 委 0 構 て、 員  $\mathcal{O}$ が 理 会 行 'う運 لح 事 規 次 つする。 則 長 の各号に で定め が 搬 物 選 確 任 る資格 規 認 L 定 を た 者 す 実 る 施  $\mathcal{O}$ 以 11 法 す 下 ず 第 る 六 れ 者 か十 運 は を 六 搬 条 有 機 物 確 しの構 原の 認

略

のエ 経 作 電 験 物 気 検 を 事 業 有 査 す 官 法 る 第  $\mathcal{O}$ 職 百 に 兀 あ 条 0 第 た 者 項 又 若 は L 電 < 気 は 工 第 作 物 項 検  $\mathcal{O}$ 電 査 員 気

五 ( 略

### 別記様式(裏面

# 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)\_

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律( 原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力 事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規 制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各 号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国 際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定 、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度にお いて、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者 等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれか に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及 び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若 しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質 問させ、又は試験のため必要な最小限度の最に限り、核原料物質、核燃料物質そ の他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16条の 4 第 1 項、第 28条の 2 第 1 項、第 43条の 3 の 13 第 1 項、第 43条の 10 第 1 項、第 46条の 2 第 1 項、第 51条の 9 第 1 項若しくは第 55条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

#### 3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第 62 条第1項の規 定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その

### 別記様式(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力
事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、 都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する場合に対立を検査とせ、関係者に質しませ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第 16条の 4 第 1 項、第 28条の 2 第 1 項、第 43条の 10 第 1 項、第 46条の 2 第 1 項、第 51条の 9 第 1 項若しくは第 55条の 3 第 1 項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場者しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第 62 条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の

他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の 量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができ

°

5~7 (略)

8 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる檢査等事務
の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第4項まで(国土交通大臣にあつては、第1項)の規定による立入検査、質問又は収去(以下「立入検査等」という。)を行わせることができる。

9 · 10 (略)

11 第8項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 2 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと

<u>解してはならない。</u> <u>第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 100 万円以下</u>

の罰金に処し、又はこれを併科する。
三十 第 68 条第 1 項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の3 第
1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5
項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る
部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しく
は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る

量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

4~6 (略)

Z 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第 65 条第1項各号に掲げる檢查等事務の区分に応じ、必要があると認めるときは、機構に、第1項から第3項まで(国土交通大臣にあつては、第1項)の規定による立入檢查、質問又は収去(以下「立入檢查等」という。)を行わせることができる。

8・9 (略)

10

第7項の規定により機構の職員が立入検査等を行うときは、その身分を示す証明 書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない

0

11 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 78 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下 の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第 68 条第 1 項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰余に処する。

十一 第 68 条第 1 項 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る

部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第 13 項の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- に係る部分を除く。) 又は第 30 号 を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者 部分を除く。)、第 11 号、第 12 号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。 試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 分を除く。) 1 億円以下の罰金用 及び使用者に係る部分を除く。)、第 29 号(試験研究炉等設置者及び使用者 置者及び使用者に係る部分を除く。)、 第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。 、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号 第20号、第21号、第26号の2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分 (試験研究炉等設置者に係る部分を除く。 第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部 第 10 号 (試験研究炉等設置者に係る 第8号の2 (試験研究炉等設 、第6号、第7号、第8
- 三 第 77 条 (第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

部分に限る。)、第2項から第 ▶ 項まで又は第 12 項の規定による立入り、検査者しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず

、若しくは虚偽の陳述をした者 第 81 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又 は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰 するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 の罰金刑を科する。

- 第 78 条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第 10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)。第 14号、第 15号、第 17号、第 12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。))第 14号、第 15号、第 17号、第 18号、第 20号、第 21号、第 26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27号の2から第 27号の4まで、第 28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 27号の2から第 27号の4まで、第 28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第 29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、1億円以下の罰金刑試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑
- 第 77 条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 78 条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第 79 条又は第 80 条 各本条の罰金刑

る規則(平成十七年経済産業省令第百十二号)(第十九条関係)○製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関す

(放射能濃度の基準)	(定義) 第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質 第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質 であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の放射能濃度であって、これらに含まれる放射性物質の規定に基づく確認を受けようとするものをいう。	改正案
(放射能濃度の基準)	(定義)  (定法)  (以下「 (原子炉設置者の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)に対域の (原子の)	現

る規射びコ **恐制委員会規則で対策濃度についているがラスウールにいるのができまれる。** 略 クに お 定 11 7 用 子 て に破 で 11 炉 で定める基準は、なての法第六十一条のに限る。)に含まれての法第六十一条のに含まれてががラスくずいた資材をの他の物が設置者が発電用原 次に掲れる放って第 物 原 のう 子 炉 がげるもので ッち 射 を 性ク金 設 の質し 属 の原子の放及のとすか、 ζ, した 工 第二 2 員度スリお にゥ 会 ] い条 規 つ 1 略 7  $\vdash$ 則いルの用特 で定の限片 破 定 11 略 た 原 足める基準は、次の法第六十一条の法第六十一条のに対ラスくば 子 炉 設 置 者 くのが 次に掲げているが、ず(ロ 物 原 のう 子 炉 げ 射 ち を ツ る項性クラもの物ウ 性物質 金 属 の原子力規制が質の放射能力ール及びグロル及びグロールのである。 のとする。 ・ず、 工

委濃ラクに

2

○試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年文部科学省令第四十九号)

改正案	現
(適用範囲)	(適用範囲)
第一条 この省令は、特定試験研究用等原子炉(試験研	第一条 この省令は、試験研究用等原子炉(試験研究の
究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置する	用に供する原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子
ものを除く。)及び船舶に設置する軽水減速加圧軽水	炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三
冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使	百二十四号)第一条第一号又は第二号に該当するもの
用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力	及び船舶に設置するものを除く。)及び船舶に設置す
容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段	る軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材
階にある試験研究用等原子炉をいう。)を設置した者	として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器
(当該原子炉に係る旧試験研究用等原子炉設置者等を	が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。)
含む。以下「試験研究炉等設置者等」という。)又は	であつて研究開発段階にあるもの(発電の用に供する
使用者(旧使用者等を含む。以下同じ。)について適	ものを除く。)をいう。)を設置した者(当該原子炉
用する。	に係る旧原子炉設置者等を含む。以下「試験研究炉等
	設置者等」という。)又は使用者(旧使用者等を含む
	。以下同じ。)について適用する。

○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

第 二 条 定	第二実規場に第一炉子子規十す一(	
義)	)条用則合つ一との炉炉定一る条用 に、炉(にい原い規施施に、法用) が、増、昭はて子う制設設よ第一 か、出間和、はカ。にに	
(略)	わ十二五実、発)関つ東東十以料ら四と十用法電第すい京京三下物	<b></b>
	こ第の通用十子に律核株株三日核	
	規十の産子条施定特料会会二い料」即七規業炉の設す例物社社十分物	E
	定及(令設第い東関、島島及)及めび第第置一う京す核第第び第一	
	されて東の一方政料原原六十子	案
	よを第以関ある社下が電電の三制	
	る除七下すっ事福「原所所三のに。く十」るた項島令子原原の二関	
第二条定義	第るび三規業炉の設す例物社社五す一へ と第の定省の三をるに質福福条る条適	
(略)	と 第 の 定 省 の 三 を る に 質 福 福 条 る 条 適 に 十 六 (	
	。くの三号等可関式(質力力二「質	見
	) 、二以関ある社下び電電の」核に第か下すつ事福「原所所三と燃	
	か 十 ら 「 る た 項 島 令 子 原 原 の い 料 か 一 第 実 規 場 に 第 」 炉 子  規  う 物 わ 条 七 用 則 合 つ 一 と の 炉 炉 定 。質	
		宁
	こ 第 の 」 五 実 、 発 ) 関 つ 東 東 十 子 の 十 四 と 十 用 法 電 第 す い 京 京 四 炉 規 一 、 い 三 発 第 所 一 る て 電 電 条 の	
	則条第5年電六原条法の力力 のの七。通用十子に律核株株第制 定四条)商原四炉規の原式式三に	
	め及のの産子条施定特料会会十関	

#### 略

#### 性 廃 棄 物 とは、

規定 する放 射 性 廃 棄 物 を 11 実 , う。 用 炉 規 則 第 号

る 料 理 料 体 体 域」 を لح とは、 · う。 は、 実 用 炉 規 則 第二 条 第三 号 号 に 規 定

管

区

実

用

炉

規

則

第

条

第

兀

に

規

兀

五. 定 定 でする保 する 保 全 管 全区 区 理 域 区 域 域 とは を を いう。 いう。 実 用 炉 規 則 第 条 第 五. 号 に 規

に 規 周 定 でする周 辺 監視 辺 区 監 域 視 とは、 X 山域をい 実 う。 用 炉 規 則 第 第 六

七 七 号 放 に 規 射 線業 定する放 務 従 射 事 線 者」とは、 業務 従 事者 実 を 用 11 炉 う。 規 則 第

第三条 カゝ て、 な 得 け そ 制 電 そ れ れ 用 法 員 ば ぞ れ 原 第 · と 認 なら れ ぞ 子 兀 が 同 れ 炉 + ッごとに、 適当と  $\Diamond$ 表 同 な る 下 表 と 中 欄  $\mathcal{O}$ ただ、 きは 認める措 欄 . 掲 に 次 の 二 十 掲 L げ 表 る げ 0 当 るところ 置 該 期 上 原 間 欄 記 子 0) よることができる 録 力 に 規 規 れ 掲 定 に に げ 代えて、 制 を 保 委員 従 る ょ 存 9 事 る して記 会 項 記 E 原 が 子やお録つは

#### 2 略

に 規定 でする 射 性 放 廃 射 棄 性 物 廃 لح 棄 物は、 を 実 1 う。 用 炉 規 則 第 条 第

三 す る 燃 料 料 体 体 を と . う。 は 実 用 炉 規 則 第 条 第 号 に 規 定

定 する管理 管理 区 域」 区 域 とは、 を う。 実 用 炉 規 則 第 条 第 兀 号 に 規

五. 保全 一区域」 とは 実 用 炉 規 則 第 条 第 五. 号 に

規

六 定 でする保 周 辺 監視 全 区 区 域 でをい 域」とは、 · う。 実 用 炉 規 則

第

六

七 七 に 規定 号 に 放 規 射 す 定 線 Ś 業 周 する放射 務 辺 従 監 視区 事 者」と 線業務 域 を v, 従事者 、 う。 実 用 を 炉 11 う。 規 則 第

#### 記 録

第三条 欄 中に欄 لح と 認 き たに 欄 は だ め に掲 掲 次 る げ 表 措 げ 当 る  $\mathcal{O}$ 第 置 期間 る 上 該 原 ところに 記 子 欄 + よることができる。 録 力 に 兀 れ 規 掲 条 に · を保 代えて、 制 げ 0 る事 従 委員 規 いって記! 存 定 会が L 項 原 7 ょ 子力 Þ お録 る 9 むを か 11 L 記 、ければ、それぞれ同じ 規 録 制 得 は 委員 な 1 子 と 認 炉 適 同  $\otimes$ な 表 るい 下 表

関する計画の評価の   に関する	,	、保守管理の目標及	守管理に関する方針    電用原子	五号の規定による保 施した発	ホ 第十二条第一項第 (略) 評価を実	の期間	するまで	年が経過	した後五	又は廃棄	設を解体	びその担当者の氏名 原子炉施	守管理の実施状況及	四号の規定による保 を実施し	二 第十二条第一項第 (略) 保守管理	とする。	ては毎週一回	る巡視にあっ	名 対象施設に係	びにその担当者の氏 当該廃止措置	の状況に限る。)並 場合における	)においては、巡視から搬出した	
 関する	び保守等	、保守管	守管理に	五号の	一 ハ 第十							びそ	守管	四号	口第					当者	る。	は、	
計画の評価の	施	理の目	関する方	規定による保	二条第一項第(略)							の担当者の氏名	理の実施状	の規定による保	(十二条第一項第一(略)	る。	毎週一	視にあ	施設に	の氏名 廃止措	)並びにその担におけ	巡視の状況に限 搬出し	

いう。以下同じ。)三号炉又は四号炉をる一号炉、二号炉、	<b>一分可、 二分所原子炉施設</b>	社福島第一原子力発	する東京電力株式会	ぞれ令第一条に規定	炉及び四号炉(それ	号炉、二号炉、三号	イ 発電用原子炉(一(略)	除く。)	用原子炉に係るものを	項の認可を受けた発電	三条の三の三十二第二	二 運転記録 (法第四十								担当者の氏名	結果及びその評価の
							(略)						間	までの期	画の改定	関する計	の実施に	保守管理	目標又は	守管理の	
以又炉	5 子炉	第一	京電力	第一条	四号炉		イ原		係るも	認可を受	三条の	二運転								担当者	結果及
下同じ。)を除くは四号炉をいう。、二号炉、三号炉	上分野、 三十施設に係る一	原子力発電所原	株式会社福	に規定する	(それぞれ	、三号炉及	子炉(一号炉、		のを除く。)	けた原子炉	三の二第二項の	記録(法第四十								の氏名	びその評価の

「	後 開 置	。)内における燃料炉及び四号炉を除く分離用原子炉、三号炉、三号	の体却)ががない。	炉及び四号炉を除く	度中性子東密度及び温並びに炉心における。)の熱出力
 (略)	(略)	(略)		(略)	
四号炉を除く。)の二号炉、三号炉、三号炉及び手 原子炉 (一号炉、設の点検	停運止転	における燃料体の配四号炉を除く。)内二号炉、三号炉及び一号炉、	並のび用がに減し	四号炉を除く。)に二号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、三号炉、四号炉、四号炉、四号炉、四〜二(略)	東密度及び温度炉心における中性子。)の熱出力並びに
略)	(略)	(略)		(略 略)	
略)	(略)	略)		(略略)	

(略)	(略)	四 (略)	(略)	(略)	四 (略)
(略)	(略)	ハ〜チ (略)	(略)	(略)	ハ〜チ (略)
					入量
		の種類別の挿入量			燃料体の種類別の挿
(略)	(略)	ロ 原子炉への燃料体	(略)	(略)	ロ 発電用原子炉への
(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)	イ (略)
					たときを除く。)
		象施設から搬出したと			置対象施設から搬出し
		燃料物質を廃止措置対			の核燃料物質を廃止措
		認可を受け、全ての核			項の認可を受け、全て
		三条の三の二第二項の			三条の三の三十二第二
		については、法第四十			については、法第四十
		らトまでに掲げる事項			らトまでに掲げる事項
		三 燃料体の記録(イか			三 燃料体の記録(イか
(略)	(略)	ツ (略)	(略)	(略)	ツ (略)
		水位			下水の水位
		む海水及び地下水の			質を含む海水及び地
		ける放射性物質を含			内における放射性物
(略)	(略)	ソ 原子炉施設内にお	(略)	(略)	ソ 発電用原子炉施設
(略)	(略)	リ〜レ (略)	(略)	(略)	リ〜レ (略)
		の日時			
		転停止			及び運転停止の日時
		え、緊急遮断及び運			転切替え、緊急遮断
		運転開始、運転切替			。)の運転開始、運

及び四号炉並びに法 十炉、二号炉、三号炉 だっ 原子炉本体 (一号 毎	週 に る	対 設	る線量当量率 済	遮断物の側壁におけ 回	を除く。)の放射線っ	設から搬出したとき)	質を廃止措置対象施 施	け、全ての核燃料物 廃	二第二項の認可を受の	四十三条の三の三十る	要があるもの(法第)た	ち遮蔽壁を設ける必の	施設を除く。)のう三	並びにこれらの附属十	(五号炉及び六号炉)だ	イ 発電用原子炉施設 毎	五 放射線管理記録
条、一旦	一回とする。)の記録	※施設に 発止措	設以外の施 燃料の貯蔵	とし、使用	ては毎日一	の記録にあ	設に限る。	止措置対象	貯蔵施設(	使用済燃料	場合におけ	認可を受け	十二第二項	三条の三の	し、法第四	日一回。た(図	
#T																略)	  五.
及び四号炉並びに法炉、二号炉、三号炉、三号炉、三号炉			率	壁における線量当量	の放射線遮蔽物の側	したときを除く。)	置対象施設から搬出	核燃料物質を廃止措	認可を受け、全ての	条の三の二第二項の	るもの(法第四十三	壁を設ける必要があ	除く。)のうち遮蔽	これらの附属施設を	炉及び六号炉並びに	イ 原子炉施設 (五号	放射線管理記録
十三条の三の三の た							に	措	蔵				1	+	だ	毎	

お射も炉号物く子ら廃全二三号号蔵け線の及炉の。炉搬止て項条炉炉施 四放二け て項条 炉搬止 炉炉施 係け 線の及炉の  $\overline{\phantom{a}}$ る 廃 に出措ののの + 遮をび 並 設使るた 、係 し 蔽除四二 び三へ用も発 核 認 線 棄 置  $\equiv$ 量 日 燃 に号一 物く 号 号施放るた 対 可の 済  $\mathcal{O}$ 項 条 を務 炉炉設射 も発 象料を三  $\mathcal{O}$ 法炉号燃を用 側) 施物受 始従 に 等性の電 + 第 及炉料除原 認 三 ( 廃 質け 期事 四び 壁の係 を用 設  $\mathcal{O}$ く子 可  $\mathcal{O}$ と者 除原かを 第十四二貯 に放る号一 棄 炉 週にる 忲 設 施 済 0 施 回 廃  $\mathcal{O}$ た 略 とての あ 象 設 燃 設止貯 使 場 っし 施廃以料 しは記に措 蔵用合 口 可 ての設止外の 、毎録限置施済にを は記に措の貯使日にる対設燃お受 。象へ料けけ項 る毎録限置施蔵用一あ

略

。 炉 設 質 け 二 法 炉 号 燃 線の及炉の をた 、第第 放二 廃しに をび かを 及炉料除原 月 線蔽除四 ら廃全 兀 く子 射 棄 係 び  $\mathcal{O}$ 項 + 四二貯 量物く号 号施放る 搬止て項十 炉 線 日 炉炉設射も出措のの三 号号 蔵 業 を務 側 に 等 置核認条炉炉施 性の L 壁の係三( 始 従 をた対燃 廃 可  $\mathcal{O}$ 並 設使る 期事 に放る号一 棄除原象料を 三 び三 用も受 と者 お射も炉号物 < 子 施 物 受 に号 済  $\mathcal{O}$ 施廃以料 は記 蔵 口 0 L に 措 用合 略 の設止外の 毎録限置施 済に は記に措の貯使日に る対設燃お受 毎録限置施蔵用一 あ 象へ料けけ 週にる対設施済回 っ〜施廃のるた  $\mathcal{O}$ あ 象。設燃とての設止貯使場認

略

イ~二 (略)の事故記録	六 発電用原子炉施設等	の線量	を始期とする	産までの間毎月	務従事者にあっては	った女子の放射線業	事実を知ることとな	子炉設置者が妊娠の	出等により発電用原	線量並びに本人の申	期とする各三月間の	日及び一月一日を始	、七月一日、十月一	務従事者の四月一日	除く。)の放射線業	書面で申し出た者を	電用原子炉設置者に	の意思のない旨を発	断された者及び妊娠	女子(妊娠不能と診	する一年間の線量、
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
イ〜二 (略)	六 原子炉施設等の事故へ〜ル (略)	- / [	一月間の線量	月一日を始期と	っては出産までの間	射線業務従事者にあ	ととなった女子の放	妊娠の事実を知るこ	者	等	る各三月間の線量並	と	及	者の四月一日、七月	)の放射線業務従事	申し出た者を除く。	子炉設置者に書面で	の意思のない旨を原	断された者及び妊娠	と	する一年間の線量、
(略)	(略)																				
 略																					

の氏名	日及び測定をした者	果、測定方法、測定	物質の数量の測定結	物に含まれる放射性	物質の密度及び当該	表面における放射性	廃棄物を除く。)の	い生じる物(放射性	備から当該工事に伴	うち管理区域内の設	原子炉施設の設備の	の対象となる発電用	ロ イに規定する工事 (略) (略)	了の都度	の各工程の終	載された工事	称 措置計画に記	子炉施設の設備の名 を受けた廃止	対象となる発電用原 第二項の認可	事の方法、時期及び の三の三十二	イ 廃止措置に係る工 法第四十三条 (略)	九 (略)	七・八 (略)   (略)   (略)
																						4	
	測定をした者の氏名	定方法、測定日及び	数量の測定結果、測	まれる放射性物質の	密度及び当該物に含	おける放射性物質の	を除く。)の表面に	る物(放射性廃棄物	当該工事に伴い生じ	理区域内の設備から	施設の設備のうち管	の対象となる原子炉	ロ イに規定する工事 (略	都	工程	れた	計	設の設備の名称 けた	対象となる原子炉施項の	及 び	イ 廃止措置に係る工 法第	九 (略)	七・八 (略)   (略)

認を受けるまでの期間二第三項において準用十一号の記録の保存期第一項の表第五号リ及	をの者が当該業務を離れる。 発電用原子炉設置者はる。	リステラ (略) 3 (略) 合において発電用原子 その記録に係る者が放 第一項の表第五号ホか が放い。	二・十三 (略) 定期的な評価の結果 る発電用原子炉施 る発電用原子炉施	十一 実用炉規則第七十  十 (略)
する。	る時に交付しな、第一項の表第、第一項の表第	記置者 でいる 親業務 での 記 での 記 記 記 記 記 ま で の 記 記 記 ま で の 記 記 に に に に に に に に に に に に に	略)	( ( 略 ) )
の六第八項の六第八項の	ければならなる。この期間とする。	)録 年 な 保 用 を を 存 月 原 超 っ 間	略	(略) (略)
受けるまでの期間とす三項において準用する十一号の記録の保存期第一項の表第五号リ及	が当該業務を離れる時に交付に係る放射線業務従事者に、 原子炉設置者は、第一項の	(略) (略) (ではその記録を保 (ではその記録を保 の記録に係る者が の記録に係る者が の記録に係る者が	二・十三 (略) な評価の結果 な評価の結果	 
第十二条の六 (ス) 第六号、 (ス) 第六号、 (ス) 1 (ス) 1 (α)	こしなければるままでの記録の	まったごう がその記 親業務従事 までの記 録 が るの記 最 が るの記 最 が るの記 最 が る の 記 最 が る の 記 最 る に る の 記 る る る る る る る る る る る る る る る る る	略)	(略)
八条九項の号	ならない。 写しをその者 及びへの記録	: 子 年 な 保 力 を く 存	(略)	(略)

磁 的 方 法 に ょ る 保 存

第 兀 لح れ前 る 的 同 条 条 方法、 こと ょ 表 第 り作 中 法 が 欄 項 第 でき 成 磁  $\mathcal{O}$ 几 掲 気 表 + な 的 げ  $\mathcal{O}$ 条 保 11 方 る 上 存 欄 方 法 ところに 0 法を その することが 12 三の二 . 掲 1 他 げ る事 う。 従って +  $\mathcal{O}$ 人の できる。 項 に に 知 に 規 ょ 覚 定 電 9 ŋ に 磁 11 す <sup>)</sup>る。 ょ て、 的 記 録 0 方 記 する 法 て そ 録 認 ( 電 れ は 識 ぞ

2 3 略

品 質 保 証

第五 わ 規 を 九 づ 条 な 発 き品 け 行 定 条 電 す カュ うととも n 項 用 法 る 5 に ば 質 原 第 措 規 な 第 保 子 几 5 置 + 定 証 炉 + に、 する な を 六 計 設 含 条 画 置 条 まで並 品 実 む を 者  $\mathcal{O}$ 定め 施 質保 は 計  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ び 実 証 画 に 施 計 計 を + 計 実 11 画 画 れ う。 用 0 に 第 画 改 実 炉 基 善 施 規 づ 以 法 項 を 則 き 下 第  $\mathcal{O}$ 第 保 規 継 評 同 六 続 価 八 安 じ + 定 + 活 兀 に 及 八 て び 条 ょ 動 行 改 条 に  $\mathcal{O}$ ŋ

2 な る 0 発 な 規 電 価 定 用 に 0) 原 基 結 子 果 づ 炉 を < 設 措 踏 置 まえて 置 者 を講 は、 前 じ 実 たと 項 用 0) 炉 措 き 規 置 は 則 を 第 講 同 ri U 項 な 各 七 け 号 条 に 第 れ ば掲

保 安 活 動 0 実 施

> 電 磁 的 方 法 に ょ る 保 存

第 きな 気 掲 表 四 L 的 げ  $\mathcal{O}$ 条 方 る 保 上 存 方 法 ところ 欄 法 することが 法 そ に 第 掲 を  $\mathcal{O}$ に 1 他 げ う。  $\mathcal{O}$ 従 る 几 って、 事 条 人 0) できる。 項 に に 知 に 規 覚に より 電 0 定 磁 V す ょ Ź 記 的 7 録 9 方 記 て することに 法 そ 録 認 れ は 電 ぞ 識 す 子 れ 前 的同 る 条 こと より 方 表 第 ん法、 中

が

磁

欄 項

に  $\mathcal{O}$ 

作

成 で

3 略

2

第 者 五. は 条 質 保 実 法 証 施 第 計 画 + Ŧī. 法 条 第 第 六 + 項 兀 0 条 規 定  $\mathcal{O}$ に ょ 第 ŋ 項 に 原 規 子 定 炉 す 設 る 置

を 定 施 め、 計 画 を れ 1 う。 に 基 以 づ き保 下 同 ľ 安 活 動 に 第 基 九 づ き品 条 か 5 質 第 保 + 証 六 計 条 画

実

ま

で

並

び

に

実

用

炉

規

則

第

+

条

 $\mathcal{O}$ 

三

第

+

条

0

兀

及

評び 継 価 第 続 十三 及 て び 行 改 条 善 に わ な を 規 け 行 定 れば する措置 うととも なら ない に、 一を含 品 む。 質 保 証  $\mathcal{O}$ 計 計 画 画 0 実 改 施 善 を

2 価 定 0) に 原 基 結 子 果 づ 炉 < を 設 措 踏 置 まえ 置 者 を は 講 7 前 じ 実 たと 用 項 0 炉 措置 き 規 は 則 を 第 講 同 t 項 ľ 条 な 各 0 号 け 五. に れ 第 ば 掲 な げ 項 Š る  $\mathcal{O}$ な評 規

保 安 活 動 0 実 施

### 第六条 (略

### 一 (各)

必 取 用 守ら 得 品 外部 要 に 実 必 な 又は役 施 Ļ から れるよう 措 要 計 な技 置 他 画 務 に  $\mathcal{O}$ に 物 関することを含 発 術  $\mathcal{O}$ 適 品 管理する方法を定めること。 調 電 情 切 又 用 報 達 な は 原子 役務 後におけるこれ 調 達 保 炉 安 0) を E 設 調 実 施 む。 置 係 達 るも に 必 する 者と共有 )及びこれが  $\mathcal{O}$ 5 要 場 に限 0) な 合 これが確定するために 維 事 は る。 持 項 又は 個 **(当** 別 実にを運該 業

### 三〜五(略)

(保安活動の改善)

### 一・二 (略)

こと。 ならず他の施 予防 おける保安活動 処置に 当 設 か た 5  $\mathcal{O}$ 0 ては、 実施 得 5 れ に ょ た 知 自 9 5 見 て  $\mathcal{O}$ 得 を 発 適 5 電 切れ 用 た に 原 反 知 子 見の 映 炉 す 施 るみ 設

実用 炉 規 則 第 t +几 条 0 評 価 結 果 を 適 切 に 反 映 す

## (作業手順書等の遵守)

第 八八条 作 電 手 順 用 法 書その 原子炉 第 四 + 設 他 三条の三の二 置者は、 保安に 関する文書を定 実 施計 + 画に 第 基 項 め づき要領書、 0) 、これらを 規定によ ŋ

### 第六条 (略

### 一(略)

措 取用 れ 物 務 置に 実施 品 るよう管理する方法を定めること。 得 に 又は 必 部 L 関することを含 要 計 か な 役 5 他 画  $\mathcal{O}$ 技 務 に 物 原 術 適 品  $\mathcal{O}$ 子 調 情 切 又 は 炉 報 達 な 設 後に 調 役 保保 む。 置 務 達 者と共 安に おけ を  $\mathcal{O}$ 実 調 及びこれ 係 る 施 達 るも 有 する に れ 必 するために必 5  $\mathcal{O}$ 要 場 が な に  $\mathcal{O}$ 限 維 事 確 は 実に守 る。 持又は 項 **(当** 個 要 別 らな を 運 該 業

### 三~五 (略)

(保安活動の改善

### 第七条 (略)

### 一•二 (略)

三 他 る 保安活動 予防  $\mathcal{O}$ 施 処置に 設 か 5 0) 得ら 実施 当たっ れ に て よって得 た 知 は、 見 を 自 適 5 5 切 れ 0 た に 原 反 知 子 映 見のみならず 炉 すること。 施 設 に お け

几 映 すること。 実 用 炉 規 則 第 七 条  $\mathcal{O}$ 0 六  $\mathcal{O}$ 評 価 結 果 を 適 切 に 反

## 作業手順書等の遵守)

第 者| 八 安 は、 に 条 関する文書 実 第三十 施計 画 [を定 に 五. 条第 基づき要 め、 これらを 項 領 0 規定 書 作業手 遵 に 治守し ょ ŋ なけ 順書その他 れ 子 ば 炉 なら 設 保 置

守 L な け n ば な 5 な 11

理

区

域

 $\mathcal{O}$ 

立.

入

制

限

等

第 九 辺 監 条 発 視 電 区 用 法 域 原 第 を 子 兀 定炉 十  $\Diamond$ 設 条 置 者  $\mathcal{O}$ れは 5 0 管  $\mathcal{O}$ + 区 理 域 区 に域 第 お い保 項 て 全  $\mathcal{O}$ それ域 規 定 ぞ及に れびよ 次 周 ŋ

5 略  $\mathcal{O}$ 

各

号に

撂

げる

措

置

を

講じ

な

け

れ

ば

なら

な

を

講じ

な

け

ば

なら

な

量 等 に 関 す る 措 置

第 +に 関 発 条 電 L 用 法 次 原 第 0) 子 几 各 炉 + 号 設 条 に 置 掲 者の は、 げ る 0 措 放 置 射 +を 線 講じ 業 第 務 な 項 従 け 事  $\mathcal{O}$ 者 れ 規 ば  $\mathcal{O}$ 定 なら に 線 量 ょ な 等 ŋ

2

はい、担 をそ を 電 子 が 場 発 発 用 炉 前 0 1 電 妊 合 原 施 生 項 線 設 L 範 用 娠 に 子  $\mathcal{O}$ 規 囲 量 原 不お炉  $\mathcal{O}$ が 子 能 施 運 又 定 11 て に 原 と 設 は に 炉 転 お 子 設 診 は に 発  $\mathcal{O}$ カコ 力 置 断 損 重 生 か て 規 者 さ 放 傷 大 す わ な支障 るおそ が 緊 制 に れ 射 5 宗急作 生 書 線 ず 委 た 員 者 業 U 面 た場 業 会 及 務 をれ で 発 及 に  $\mathcal{O}$ 申 び 従 が 電 合 ぼ 従 定 妊 事 あ L 用 事 者 等 す 8 出 娠 る 原 さ る た 緊 お 場  $\mathcal{O}$ 子 者に 女子 急 そ 合、 せ 線 意 炉 ることが 思 P 施 量 れ 限 限  $\mathcal{O}$ に む が 発 設 ) を 得 る。 つい あ 度 な 12 電 を る 1 用 災 で超 旨 てな発原 害

> な 11

理 区 域  $\sim$  $\mathcal{O}$ 立 入 制 限 等

第

者 九 ħ 条 は 5  $\mathcal{O}$ 管 法 区 理 第 域 X れ に域 十 お 五. 保 条 11 てそれば 第 項 ぞ 及  $\mathcal{O}$ れ 規 び 次 周 定 辺 0) に 各 監 ょ 号 視 ŋ に 区 掲 域 原 を 子 げ 定 る 炉 措  $\Diamond$ 設 置 置

5  $\stackrel{'}{\equiv}$ 略

線 量 等 に 関 す る 措 置

第 掲 者 十 げ は 条 る 措 放 法 射 置 第 を 線 講 業 + じ 務 五. なけ 従 条 事 第 者 れ ば  $\bigcirc$ 項 ならな 線  $\mathcal{O}$ 量 規 等 定 \ <u>`</u> に に 関 ょ り、 L 次  $\mathcal{O}$ 子 各 炉 号 設 置 に

略

2 Ļ 放 傷 転 作員 面 さ 射 が に 숲 で れ 前 申 線 0) た 生 又 重 項 従 定 者 業 じ 大 は 0 L 事 た 場  $\Diamond$ 出 及 務 な 発 規 さ 支障 生 る び 従 定 た 合 せ 線 者 妊 事 す に ることが 娠 者 等 を る 量 に カン 及 限 限 緊  $\mathcal{O}$ **(女子** お カュ 意思 急や る。 ぼ そ 度 わ を超 す れ 5 できる。 に む お  $\mathcal{O}$ が ず をそ つい を得 そ え な あ な れ 1 る 原  $\mathcal{O}$ 旨 て な が 子 線 は あ 範 を 11 合 炉 場 る 莊 量 原 施 内 子 合 原原 が 妊 設 原 炉 娠 に 子 子 お お 子 設 不 炉 炉 災 力 能 施 害 置 V 施 て 規 者 て 設 設 と が 緊 制 診 に は  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 発 急 委 書 断 損 運 生

(発電用原子炉施設の巡視及び点検)

第 わ 0 原 量 せ れ 1 子  $\mathcal{O}$ な 当 て 炉 計 評 項 条 発 け 該 巡 施 画 価 の電 各号 視 れ 設 に を 認 用 ば さ 従踏 原  $\mathcal{O}$ 可 な に せ保 子 0 ま を 兀 て、 5 定 え 全 炉 十 受 巡 な  $\Diamond$ 12 設 次 H る 0) 従 原 視 置 条 た 各号に 施 事 則 及 者  $\mathcal{O}$ 者 す 設 び を る L 点 法 及  $\mathcal{O}$ 除 者 び 掲 て 検 < 第 設 兀 + げ に 毎  $\mathcal{O}$ 備 る た + 発 日 は 8 第 区 電 分  $\mathcal{O}$ 0 用 口 に 被 以 計 項 原  $\mathcal{O}$ 応 ば て 子 上 画  $\mathcal{O}$ < U 炉 を  $\mathcal{O}$ 規 施 定放 検 定 発 +め射 そ を 設 電 に 行れに 用 線 ょ 第

•二 (略)

2 対 子 法 施 発 象 炉 + 第 電 施 設 兀 に 用 設 置 条 + 者の 0 原 に 存 条 1 子 は て 在 炉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 巡 施 す  $\equiv$ 毎 る 視 設 週 +  $\mathcal{O}$ さ 場  $\mathcal{O}$ せ 合 第 保 口 + なけ は 以 全 に 原 上 第 項 れ 従 則  $\mathcal{O}$ ば 核 事 لح 認 項 な 燃 す L 可  $\mathcal{O}$ 5 る 7 料 を 規 な 者 物 受 毎 定 に 質 け 日 に 廃 が た ょ 廃 口 止 発 ŋ 措以止 電 置上措用法 2

(発電用原子炉施設の保守管理)

のた中  $\Diamond$ 及 他 び 必 行 電 う 要 転 用 法 点停 な 原 第 措 検 止 兀 子 置 中 炉 + に 設 **(**以 験 お 置 条 け 者 下  $\mathcal{O}$ る 検 は 保 発 0 査 守 電 発 管 補 用 電 + 修 原 用 理 子 原 第 取 炉 子 替 施 11 炉 項 . う。 え、 設 施  $\mathcal{O}$ 0 設 規 保 改  $\mathcal{O}$ 定 に造全 運 関その 転 ょ

原子炉施設の巡視及び点検)

せ、 な と びを に 区 置 十 5 定 域 L 点 除 者 な  $\otimes$ 次 7 検 る  $\mathcal{O}$ 常 毎  $\mathcal{O}$ 施 各 た 時 日 第 法 設 号 77 8 は 兀 第 及 に ち 口  $\mathcal{O}$ 十 び 掲 以 計 入 被 設 げ る ば 条 上 画 五 備 る t を <  $\mathcal{O}$ 条 区 定 放 に  $\mathcal{O}$ 放 第 0 分 に 射 め射  $\mathcal{O}$ に 原 線 線 項 て点 応 子 業 当 量 第  $\mathcal{O}$ じ、 規 炉 務 該  $\mathcal{O}$ 施 検 従 計 評 項 定 そ 設 を 事 画 価の に 行 れ に 者 を 認 ょ ぞ 0 従 踏 可 ŋ で せ 1 れ あ ま を 0 な 当 て て え 受 原 0 け 該 巡 け て 子 原視 れ各 視 た 管 炉 ば さ 理則及

· 二 (略)

設 あ 合 口 三 は 以  $\mathcal{O}$ に 0 法 原 上 0 7 第 管 則 第  $\equiv$ 1 て 核 + 理 لح 燃 巡 項 X. L 五 料 視 域 7  $\mathcal{O}$ 条 さ 物 認 第 毎 せ 常 質 日 可 な 時 が を 項 け 受 立 口 廃  $\mathcal{O}$ 5 れ 以 止 け 規 ば 入 措 た 上 定 な る 置 原 5 ŧ 対 子 ょ な  $\mathcal{O}$ 放 象 炉 ŋ に 射 施 設 廃 線 設 置 法 業 に 者 第 止 措 務 存は 兀 置 従 在 事 す 対 毎 る 象 者 週 場 施 で

原子炉施設の保守管理)

第 修原 置 + 子 者 取 炉 は 替 施 う。 え、 設 原 法 0 子 第 改保 炉 造 全 施 + に 関 そ  $\mathcal{O}$ 設 五. のた  $\mathcal{O}$ 条 他  $\Diamond$ 運 第 のに 転 原 行う 中 子 項 炉 要 及  $\mathcal{O}$ な 点 施 U 規 措 設 検 運 定 ごと 転 に 停 試 ょ に以 験 止 ŋ 中 下 に 次 検 原 保 査 お 子 守 け 炉 管補 る 設

を 講 じ 発 な 電 け 用 れ 原 ば 子 な 炉 5 施 な 設 ごと 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 掲 げ る 措 置

維 持 実 さ 施 れ 計 るよ 画 に う 定 発 8 5 電 用 れ 原 た 子 発 電 炉 施 用 設原  $\mathcal{O}$ 子 保 炉 守 施 管 設 理  $\mathcal{O}$ に 性 能

る 方 可 針 を受けた場 ただ 以 下 合 保 法 第 守 は 匹 管 こ の 理 方 条 限 針 ŋ 0 で と な  $\mathcal{O}$ 1 う。 を 定 め関 項  $\mathcal{O}$ るすが

るよ 三項 ること。 発 類  $\mathcal{O}$ 三十 電 12 0 計 前号ただし う 記載され 0 用 画 変更の 二第 + 原 に 発 お 電 子 第 炉 い用 三 てその 項 書の た 認 施 原 設 可に 12 項 子 発 場 お に 炉 電  $\mathcal{O}$ 認可若 性能 合に 限 施 用 係 *\* \ 、 て 準 設 る。 る申 原 を維持、 お 子 ( 当 該 用 炉 請 L 1 < 施  $\mathcal{O}$ す て 書 保守 すべ 認 設又 る は は な 法 可  $\mathcal{O}$ 法 きも 性 管 を そ 第 第 法 受け 十二条 能 れ 理 兀 第 が 5 方  $\mathcal{O}$ + 兀 とさ 維 針 た  $\mathcal{O}$ + に廃井され た廃止 は れる まれる を 定 れ 上 発 止 条 条  $\mathcal{O}$  $\otimes$  $\bigcirc$ 

用 守 定 7 原 管 達 第一 的 子 成 理 す 号 に 炉 方 定 文 及 針 ベ き  $\Diamond$ び は に る保 保 係 保 第 守 守 る 管 保 号 守 管 管 理 守 理 に 管 規 理  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 重 理 目 定 0 目 要  $\mathcal{O}$ 標 す Ś 度 標 目 (第 が 保 を 標 守 含 に 高 あ 号 管 む 1 系統 に 2 理 て 規 方 以 下 に は 定 針 、する 0 同 に *\*\ 従 電保 て 0

を定め

用 原 子 炉 施 設 0 点 検 試 検

補

修

に 撂 げ る 措 置 を 講 ľ な け n ば な 5 な

は、 れ 保 るよ 実 守 施 第 兀  $\mathcal{O}$ 管 う 計 限 理 原 + 画 ŋ 方 子 に 条 で 針 炉 定 な 施  $\mathcal{O}$ 8 لح 設 1 5 0) V  $\mathcal{O}$ n 保 う。 た 守 原 管 子 項 を 理 炉 定 に  $\mathcal{O}$ 施 認  $\Diamond$ 関 設 可 ること。 す  $\mathcal{O}$ る方 を受け 性 能 針 が ただし た場 ( 維以持 維 下 さ

設さ 能 更 第  $\mathcal{O}$ 保守 を維  $\mathcal{O}$ れ **(当**  $\mathcal{O}$ 前 認 項 た 号 ただし 管 持 該 原 可に に 第 理 認 お 子 す 方 ベ 係 1 項 可 炉 きも を受け 針 施 7  $\mathcal{O}$ 書 る を定 設 申準 認  $\mathcal{O}$ 場  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 請 用 可 とさ た廃 合 性 書 若 め す る ること。 能 又は L に れる 止 が 法 < お そ 措 維 第 は 11 原 置 持 れ + 法 て さ 計 5 子 第 は 0) れ 几 炉 画 こるよう] 添の 施 に + 法 六 設 お 付 第 条 第 書 11 兀 原 類 三 限 て 0 +る。 そ 項 子 E 0) 炉 記  $\mathcal{O}$ 0 条 性施載 変 0

 $\equiv$ に炉守 8 7 定め 及 管 達 第 び 理 成 る保 保 号 方 す 守 針 ベ 又 き 管 は 守 に 第二 管 理 係 保 理 る 守  $\mathcal{O}$ 一号に 保 重 管 0 守 理 要 目 標 度 管 規  $\mathcal{O}$ 定する を含 が 理 目 高 標  $\mathcal{O}$ 目 む 11 系統 第 標 保 以 に 守 号に 下 に あ 管 司 0 0 理 て V 規 方 て定 は、 定 針 す を量原 る 従 定的 子保

兀 略)

子 炉 施 設 0 試 検 査 補 取 替 え

停 用 取  $\mathcal{O}$ 止 認 原 中 可 え 子 11 う。 を  $\mathcal{O}$ 炉 及 受け 区 施 び 別 設 改 た を 0) 造 含 ŧ 法 方 等 法、 む 0) 第 以以 を除 匹 + 実 下 に関す < o 施 条 頻  $\mathcal{O}$ 度 号 0) ること。 0) 三 並 に 運  $\mathcal{O}$ お び  $\equiv$ 転 に 1  $\overline{+}$ 中 時 7 及 期 第 点 び 発 運 検 項 電 転

保 安 発 の電 確 用 保原  $\mathcal{O}$ 子 た 炉  $\otimes$ 施  $\mathcal{O}$ 設 措 の点 置 検等 に 関 す を ること。 実 施 する 際 に 行 う

価 発  $\mathcal{O}$ 方 電 法 用 に 原 関 子 す 炉 るこ 施 設 の点 検 等  $\mathcal{O}$ 結 果 0 確 認 及 び 評

ホ 時 発 期 電 発 = 電 0) の用 是 確 用 原 原 正 子 認 処 炉 及 子 置 施  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 炉 設 評 施 並 びに予 設  $\mathcal{O}$ 価 点  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 結 保 検 守 防 等 果 処 管 を  $\mathcal{O}$ 置 方 踏 理 まえ に に 法 関 関 けるこ する 7 実 施 実 記 頻 施 度 録 す 及べ に びき 関

五. に 三項 掲 及 発 げ び 電 ること。 に る 保 用 規定 期 守 原 間 管 子 ごとに す 理 炉 る  $\mathcal{O}$ 施 措 実 設 置 評 施 0) を除 価 に 保 関 す 守 ₹, ける ること(次 管 理 計 方 画 針 を、 保 条 第 そ 守 れ 管 ぞ 項 理 かれ  $\mathcal{O}$ ら次目

口 略

発 前 は 号 保 用  $\mathcal{O}$ 守 原 評 管 子 価 理 炉 を  $\mathcal{O}$ 施 実 実 設 施 施  $\mathcal{O}$ す る 保 に 関 守 都 する 度、 管 理 方 計 速 画 針 P に カュ 反 保 守 映すること 管 そ 理  $\mathcal{O}$ 結  $\mathcal{O}$ 目 果

七 他 発 発 電 電 用 用 原 原 子 子 炉 炉 施  $\mathcal{O}$ 設 運 が 転 その を 相 保 当 期 守 間 管 理 停 を 止 行 す う る場場 観 合 点 そ カュ らの

> う。 む。  $\mathcal{O}$ 及 を 法 び 除 改 第 に < 造 兀  $\mathcal{O}$ 関 + 方 等 法、 す **(以** ること。 条 0) 運 O実 下  $\equiv$ 転 施 中  $\mathcal{O}$ 頻  $\mathcal{O}$ 号 及 度 第 に  $\mathcal{U}$ 並 運  $\mathcal{U}$ お 項 に 転 11 停 O時 7 認 止 期 中 可 点 を受け 原  $\mathcal{O}$ 検 等 子 区 炉 別 をた 施 لح ŧ 含 設

確 保 原 子  $\mathcal{O}$ ため 炉 施  $\mathcal{O}$ 設 措  $\mathcal{O}$ 点 置 に 検 関 等 す を ること。 実 施 す る 際 に 行 Š 保 安  $\mathcal{O}$ 

= 法 に 原 関 子 すること。 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 点 検 等 0) 結 果の 確 認 及 び 評 価  $\mathcal{O}$ 方

ホ 是 正 原 子 = 処 炉  $\mathcal{O}$ 置 施 確 設 並 認 びに予防  $\mathcal{O}$ 及 点 Ţ 検 評 等 価 処  $\mathcal{O}$ 置 方 結 に 法 果 関 を す 実 踏 ること。 施 ま え 頻 度及 て 実 び 施 時 す 期 ベ  $\mathcal{O}$ き

と。 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保 守 管 理 に 関 する 記 録 に 関 す る

五. る期間 保 に 規定 守 原 管 子 ごとに す 理 炉 Ś  $\mathcal{O}$ 施 措 実 設 置 評 施  $\mathcal{O}$ を除 価 保 に 関 す 守 以する計 < ること(次 管 理 方 画 針 を、 条 保 第 そ 守 れ 管 んぞ 項 理 れ カコ  $\mathcal{O}$ 5 次 目 に 第 標 掲 及 三 項げ び

1 口

六 保 を 守 前 原 管 号 子 理 炉  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 施 評 実 設 価 略 施  $\mathcal{O}$ を 保 実 に 関 守 施 する 管 す る 理 計 方 都 画 度、 針 に 反 保 速 映すること。 守 P 管か に、 理  $\mathcal{O}$ そ 目 標  $\mathcal{O}$ 又 結 は果

七 炉 施 原 設 子 炉 が そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 運 保 転 守 を 管 相 理 当 期 を 間 行 Š 停 観 止 する 点 カゝ 場 5 合そ 特 別 0) な 状 他 態 原 子

て 特 施 別 別 設な な  $\mathcal{O}$ 状 措 状 態 置 態 に を に あ 講 応 る じ U 場 て、 ること。 合に 前 お 各 1 て 号 に は 掲 げ 当 る 該 措 発 置 電 用 に 0 原 子 11

2 け き 条  $\mathcal{O}$ 第 規 れ は 発 定 ば 電 な 項 に 用 5 れ  $\mathcal{O}$ ょ 原 ŋ を 規 子 前 定 長 炉 項 期 設 に ょ 保 置 第 者 ŋ 守 号 長 管 は 期  $\mathcal{O}$ 理 保 保 方 次 守 守 針 条 管 管 を 第 理 理 策 方 定 方 項 針 針 若 L た を に L と 変 < 反 き 映 更 は さ L 又 第 せたは な と 同項

発 電 用 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価

第 さ 電 守年る 器  $\Diamond$ 後 炉 + + 間 技 並 施 及 る 年 + る 理 術 び U 発 設 を 原 動 発 条 笛 に 子 作 実 的 構 雷 年 に 経 雷 造 所 関 施 次 を 炉 す な 用 0 過 用 法 評 に 物 に 施 る す す 原 経 L 原 11 第 0 機 る ベ 価 撂 過 て 7 子 子 兀 き 以  $\mathcal{O}$ 能 方 を げ す 1 炉 炉 + て 供 を 針 当 る 下 行 施 る 発 な 設 は 用 を 機 電 有 該 11 設 日 1 置 条 に す 策 発 器 安  $\mathcal{O}$ ま 用 発 者  $\mathcal{O}$ 全上 伴 る 安 定 雷 及 で 原 雷 は 0 機  $\mathcal{O}$ 全 う 用 U に 子 用 L  $\mathcal{O}$ 限 劣 器 な 原 評 構 重 を 炉 原 運 ŋ 要 原 及 け 造 確 子 価  $\mathcal{O}$ 子 転 + で な 保  $\mathcal{O}$ 75 n 炉 の物 子 運 炉 を な 状 の機 構 ば 施 結 す 力 転 に 開 第 況 造 な 果 経 器 る 規 を 係 始 設 が 物 に 年 等 上 制 開 b に る L 項 劣 基 で 委 始 た 的 な 0 発  $\mathcal{O}$ L 関 11 づ 化 と 重 員 電 日 規 確 11 11 た て き に 要 슾 用 以 定 う。 な に 把 た  $\mathcal{O}$ 関 が 原 後 日 発だ 握 保 +す 機 定以子 ょ

> あ る 前 場 各 合 に 号 に お 掲 1 げ 7 る は 措 置 当 に 該 0 原 子 11 7 炉 特 施 別 設 な  $\mathcal{O}$ 措 状 置 態 に を 講 応 U U

ک 項に な 5 ħ  $\mathcal{O}$ ょ 原 を前 ŋ 規 子 炉 定 長 項 期 設 に 保 第 ょ 置 ŋ 守 者 号 長 管 は 期  $\mathcal{O}$ 理 保 保 方 次 守 守 針 条 管 管 を 第 理 理 策 方 方 定 項 針 針 L 若 に を た L 変 と 反 < 映 更 き は さ L 又 第 た せ は لح な 同 項 き け 条  $\mathcal{O}$ れは 第 規 ば 三 定

2

原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 経 年 劣 化 に 関 す る 技 術 的 な 評 価

第 き、 う。 は用機 守 に 11 要 制 開 い置 + う。 管 関 な 委 原 者 能 始 伴 理 す 機 員 を L 子 は条 を る 器 会 た う 有 に 年 炉 す 策 関 間技 並 及 が 日 に 運 法 る 定 す 術 U び 定 以 係 に 転 第 で に 構 る 実 的 後 を L 8 る な 状 器 な 方 施 な 次 造 る 原 開 + 況 け 針 評 に 物 + 及 す 原 子 始 五 掲 べ が び n 価 子 年 炉 L 条 以 き げ 以 的 構 ば を 炉 を た 第 施 当 行 造 な る 下 施 設 H 確 下 経 機 に 物 5 該 設 過 に 以 項 11 長 器 安 把 す 後 な 原  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ 握 関 \ \ \ 期 及 全 安 る 規 子 11 三 炉 び 上 + さ 保  $\mathcal{O}$ 全 日 て 定 た 守 評 構 重 を ま 年 n 施 に だ 管 設 浩 要 確 で を る 原 価 原 ょ 筃 子 玾 物 な 保 に 子 経 1) L に  $\mathcal{O}$ 機 方 結 す 所 炉  $\mathcal{O}$ 炉 渦 経 器 施 動 針 果 る 原 原 1  $\mathcal{O}$ L 設 作 て に 年 等 上 て 子 運 子 لح 劣 で  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ 基 力 転 炉 11 1 供 い保 لح る づ 化 重 規 を な

る た  $\Diamond$ 故  $\mathcal{O}$ 時 御機 に 能 お を け 有 る す 発 る 電 機 用 器 原 及 子 び 炉 構 施 造 設 物  $\mathcal{O}$ 状 態 を 把 握 す

さ せるた 中 央 制 め 0) 室 機 外 能 カュ を 5 有 発 する 雷 用 機 原 器 子 及 炉 び 施 構 設 造 を 安 全 に 停 止

兀 ( 七 略

八 発電用 器 発 及 電 び 用 構 原 原 子炉 造 子 物 炉 施 ( 第 施 設 設  $\mathcal{O}$ を 号に 運 計 転 測 掲 を げ 補 制 る 助 御 ŧ す す  $\mathcal{O}$ る る を 機 機 除 能 能 を を 有 有 す す る る

器及 び 構造 略 物

力 造 十 五 規 重 故 及 等 制 大 び 事 う。 対 委 設 用 故 員 処 備 発 等 設 会  $\mathcal{O}$ 電 対 備 第 規 基 用 処 兀 則 準 に 原 設 属 + 第 12 子 備 す 関 五. 炉 に る 条 号 す 及 機 属 第 る  $\mathcal{C}_{i}$ す 器 規 そ 以 る機 及 項 下 則  $\mathcal{O}$ び に 附 器 構 規 設 亚. 属 等 置 造 定 成 施 物 す 許 設 لح る常 可 + $\mathcal{O}$ 以 基 五. 位 う。 下 設 潍 年 置 規 原 重 大 則 子

2 関 並 過 て 経電 び す 過 用 に る る 原 0 発 第 各 技 前 日 電 た 子 兀 昘 術 項 ま 炉 用 発 + 的 各 で 電 設 に 原 掲 号 に な 子 用 置 条 評 に げ 炉 原 者の 掲 る 価 前  $\mathcal{O}$ 子 は 場 げ 項 運 を 炉 0) <u>-</u> + 合 行 る に 転 に 運 機 規 係 転 を 器 開 を 定 る 区 この する 発 開 分 及 始 第 び 電 に L 始 ľ 評 構 安 た 用 項 応 全 造 日 原 た ľ 価  $\mathcal{O}$ 規  $\mathcal{O}$ 物 上 以 子 日 定に 結  $\mathcal{O}$ 重 後 以 炉 後三 該 経 要 果 兀 施 ょ 各 に 年 な + 設 り、 劣 + 号 基 機 年 に づ化 器 を つ年 を 発 定 きに 等 経い

 $\mathcal{O}$ 機 事 能 故 を 時 有 に する お け 機 る 器 原 及 子 び 炉 構 施 造 設  $\mathcal{O}$ 状 態 を 把 握 す る た 8

た  $\Diamond$ 中 0) 央 制 機 能 御 を 室 有 外 す カュ る 5 機 原 器 子 及 炉 び 施 構 設 造 を 安 全 に 停 止 さ せ る

三

5 七 略

八四 び 構 原 造 子 物 炉 第 施 設 を 号 計 に 測 掲 げ 制 る 御 ŧ す  $\mathcal{O}$ る を 機 除 能 を 有 す る 機 器 及

原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 運 転 を 補 助 す んる機 能 を有す る 機 器

及

び 構 造 物

+ + 設

略

2 方 評 に 後 る 針 価 掲 前 三 原 運 法 を げ 項 + 子 転 第 行 る に を 年 炉 い機 定 規 を 施 開 + 器 定 設 経 始 五. す な 及 過 にし 条 け び る  $\mathcal{O}$ L った 第 れ 評 構 安 た 11 日 ば 造 価 全 日 て以項 なら 物 上  $\mathcal{O}$ 以 後  $\mathcal{O}$ 結 0 重 降 原 規 な 果に 経 要 + + 子 定 年 な 炉 年に 年 基 劣 機 を のを ょ づ 化 器 超 経 運 ŋ き 等 え 転 過 関 並 な を L 原 開た子 す び V る 期 に 始原炉 期 保 技 前 間 子 設 ごと 炉 守 術 項 た 置 的 各 日 に者 理な に以係は

4   前三項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉   ない。	5 前四項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉  ない。
、又	\ <u>=</u>
、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第一	合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、
行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は	価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場
転期間を変更する場合その他第一項又は前項の評価を	用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評
3 原子炉設置者は、実施計画に定められた原子炉の運	4 発電用原子炉設置者は、実施計画に定められた発電
	策定しなければならない。
	発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を
	、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該
	器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い
	定する安全上重要な機器等並びに同項各号に掲げる機
	過した日以降十年を超えない期間ごとに、第一項に規
	て、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経
	経過した発電用原子炉に係る発電用原子炉施設につい
	電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後四十年を
(新設)	3 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発
(新設)	二 前号に掲げる場合以外の場合 十年
	場合 延長する期間
	る当該認可を受けた延長する期間が十年を超える
	十一第二項の規定による認可を受けた場合におけ
(新設)	当該発電用原子炉設置者が法第四十三条の三の三
	ない。
	ついての保守管理に関する方針を策定しなければなら
	める期間において実施すべき当該発電用原子炉施設に

た発電用原子炉については適用しない。	並びに法第四十三条の三の三十二第二項の認可を受け
子	並

火 活 災 動 発 を 行う 生 時 体 に 制 お け  $\mathcal{O}$ 整 る 備) 発 電 用 原 子 炉 施 設 0 保 全 0 た め

条 の 二 法 第 四 +  $\equiv$ 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ +第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

置 ょ した ŋ 工 発 場 電 又は事業所にお 用 原子 炉 設置 者 ٧١ は、 て 火 発 災 電 が 用 発生し 原 子 炉 た 場 施 設 合 を

お

ける

発

電

用

原子

炉

施設

0

保全

0)

た

 $\otimes$ 

 $\mathcal{O}$ 

活

動

消

防

用原 なけ 吏員 と認 0 め、 を 行 子 現 れ 炉 場  $\mathcal{O}$ ば なら 施 う に 通 又 報、 八はそ 設 体 到 な  $\mathcal{O}$ 制着 状況 0) \ \ \  $\mathcal{O}$ するまでに 消 必 火又 整 要 そ た 備 にだし、 がな 0) に は 延焼 . 関 他 行 Ĺ 0 1 · と 認 う 事 原  $\mathcal{O}$ 情 子 防 次 活 め に に 力 動 止 た場 を含 規 . 掲 より そ 制 げ  $\mathcal{O}$ る措 合において 委員 Þ 他 むを得な 消 (会が発 置 以 防 を講 隊 下 同 が は 電 U U 1 火

な 火  $\mathcal{O}$ 災 災 設 活 発 備  $\mathcal{O}$ 動 生時 を設 を行うため 発 生 置すること。 に を 消 お 防 け 吏 に る発電 心要な 員 に 用 確 計 実 原 に 画 子 を 炉 通 報するため 策 施 定 設 すること。 0 保 全 のた に 必

この

限

り

でな

兀 三  $\Diamond$ 0) 火 災 活 発生 動 を行 時 うため に お け る発電 に 心要な 用 要員 原 子 を 炉 配 施 置 設 すること。 0 保 全  $\mathcal{O}$ 

ること。 災 活 三動を行 発生時 う 要員 お け に対する訓 る発電 用 原 練に 子 炉 関 施 する措 設 0) 保全の 漫を

> 炉び にに つい 法第 て 兀 は +適  $\equiv$ 用 条 の三の一 ない。 第 項 0) 認 可を受け た 原

新 設

Ŧī. 火  $\emptyset$ 薬 0) 剤そ 活 災 動 発  $\mathcal{O}$ を 生 他 時 行 うため  $\mathcal{O}$ に 資機 お け (材を備) に必 る 発 要な化 電 え付けること。 用 原 学 子 消 炉 防 施 自 設 動  $\mathcal{O}$ 車 保 全  $\mathcal{O}$ 泡 消た

六 け る 発 電 可 用 燃 物を子 適 炉 施設 切 に 管 を 理す 設 置 うること。 したエ 場 又 は 事 業 所 に な

八 七 必 発 要な体 電 前 各 用 原子 号 制を に 炉 掲 整 げ 施 備 設 る すること。  $\mathcal{O}$ t 保  $\mathcal{O}$ 全の  $\mathcal{O}$ ほ た か、  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 火 災 活 動 発 を行うために 生 時 に お け る

前各号の 評 価 0) 結 措 置に 果 に っつい 基 き必 、 て 定 要な 期 的 措 に 置 評 を講 価 を ずること。 行うととも

內  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 部 活 溢 動 水 を 発 生 行 う 時 に 体 制 な 0 け 整備 る 発 電 用 原 子 炉 施 設 0 保 全

第十 い 。 必 た場 状 整 況 お ょ 要が 合に ける ただ 備 条 そ り に  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ し、 な 関 お 溢 他 発 電 け 水 1  $\mathcal{O}$ と 事 原 る 用 法 認め 原子 情 次に 以 発 第 子 電 四 に 下 力 十三 た場合に 規 掲 ょ 用 炉 げる措見 <sub>2</sub>設置者 原子炉 り 制 内 条 部 P 委 む 員 溢 0 お を得 会が 置 水」 には 施 を 設 1  $\mathcal{O}$ 講じな と て 発  $\mathcal{O}$ 発 な 保全 は 電 電 + 1 う。 لح 用 用 け 認 原  $\mathcal{O}$ 原 第 た 0)  $\otimes$ 子 子 れ  $\otimes$ 限 炉 ば が 炉 項 又はそ なら りで · 発 生 施 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 体 設 設 規 な 制 l 内 定  $\mathcal{O}$ 

とのた た 内  $\Diamond$ 部  $\mathcal{O}$ 溢 活 水 動 発 を 生 行うため 時 に お け に る 必 発 電 要 な 用 計 原 画 子 を 炉 策定するこ 施 設 0 保全

(新設

とのた ため 内 部 0) 溢 活 水 動 発 生 を 行う 時 に ため お け に る 必 発 電 要 な 用 要 原 員 子 を 炉 施 配 置 設 一するこ 0 保 全

 $\mathcal{O}$ を ため 内部 講 ず ること。 溢  $\mathcal{O}$ 活 水 動 発 を 生 時 行 う に 要員 お け に る 発 対 す 電 る 用 訓原 練 子 に 炉 関 施 す 設 る措  $\mathcal{O}$ 保 置全

兀 器  $\mathcal{O}$ その ため 内 部 他  $\mathcal{O}$ 溢 水 0) 活 資 動 発 を行う 機 生 材 時 を に ため 備え付けること。 お け に る 必要な照明 発 電 用 原 子 器 炉 具 施 設 無  $\mathcal{O}$ 線 保 機 全

五. めけ に る 前 必 発 各 要な体 号に 電 用 原 掲 制 子 げ を整 るも 炉 施 設 備すること。  $\mathcal{O}$ のほ  $\mathcal{O}$ 保 全の か、 た 内 部  $\Diamond$ 0 溢 活 水 動 発 を 生 行うた 時 に お

前 各 評 価の 号  $\mathcal{O}$ 結 措 果に基 置 に 0 づ V き必必 7 定 要な措 期 的 に 見を講ぶ 評 価 を ずること。 行うととも

重 8 大  $\mathcal{O}$ 事 故 動を 等 発 行う 生 時 体 に 制 お  $\mathcal{O}$ け 整 る 備) 発 電 用 原 子 炉 施 設 0 保 全

第十 たも それ と総 施 事 設 置 ょ た 称 条 故を除く。 0)  $\mathcal{O}$ L ŋ 法 であって す あ た  $\mathcal{O}$ 第四十 る。 る事 工 四活 発 場 電 故 又 用 法 原子 第 四 が は 条 発 生 又は 運 事 廃 十三条 転 業 止  $\mathcal{O}$ 炉 措置対 重大事 設置 三の三十二第二 所 L 時 た場合 0 に 異 お 者  $\mathcal{O}$ 象施 故 常 三 11 は に て な 0) 以 設 お 過 発 渡変 内 け + 下 重 電 に 項 る 大 用 核燃料 発電用 重大事 化 事  $\mathcal{O}$ 第 原 認 故 及び 子 可 に 炉 項 物質が を受け 故等」 原子 設計 至 施 0) るお 規 設 炉 基 を 定

新設

一いの 状 でに 整 必 況 在 そ ただ 備 要 L が  $\mathcal{O}$ お に な 関 な 他 11 ŧ  $\mathcal{O}$ て 事 同 と 原  $\mathcal{O}$ 子力規 認め 情に 次に掲 ľ を 除 < た ょ げる措 場合に り 制 0 委員 保全 B 以 む 下 会が を得 置 お 0) を た  $\mathcal{O}$ 11 発電 講じ  $\Diamond$ 条 な 7  $\mathcal{O}$ は 11 カ لح 用 な 活 5 原子 け 第十 認 動 を  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ れ 行う体 ば 限 炉 なら 施設 条 りで 又 は  $\mathcal{O}$ そのな 制 五 な

こと。  $\mathcal{O}$ 重 た 大  $\Diamond$ 事 故  $\mathcal{O}$ 等 活 動 発 を 生 行 時 うため に お け に る 必 発 要 電 な 用 計 原 画 子 を 炉 策 施 定す 設  $\mathcal{O}$ る保

策 全 要  $\mathcal{O}$ 重 員 た 大 め事  $\mathcal{O}$ 故 等 11 活 う。 動 発 を 生 時 行 う に た 配 お 置  $\Diamond$ け す に る すること。 発 電 用 原 子 炉 **以** 施 設 下 0 対保

兀 ◎ 動 全 期 車  $\mathcal{O}$ 重 的 対 た 策 大 に 消め 事 実 要 施す 員に 故 火  $\mathcal{O}$ 等 ホ 活 ること。 1 動 発 対 生時 する教 ス を そ 行 0) う に た 他 お 育及び  $\Diamond$ け  $\mathcal{O}$ に 資 る 機 訓 必 発 練を 材 要 電 な を 用 備 電 原 毎 え 源 子 年 付 車 炉 け 施 口 ること 設 以 消 防  $\mathcal{O}$ 上 保 自 定

五. 0) 重 た 大  $\Diamond$ 事  $\mathcal{O}$ 故 れ 活 等 を 動 発 対 を 生 策 行うた 時 要 員 お に  $\Diamond$ け 守らせ に る 必 発 要 電 ること。 な 用 次 原 に掲 子 炉 げ 施 る事 設  $\mathcal{O}$ 項保

イ を 定 め、 重止 するた 大 事 故  $\Diamond$ 等 発 O対 生 策 時 に 関 お 対すること。 著 L 1 損 傷 破

口 大 事 故 等 発 生 時 に な け る原子炉 格 納 容  $\mathcal{O}$ 

損を防止するための対策に関すること。

対 に 策に 貯 重 蔵 大 はする燃 事 故 等発生 ること。 料 体 時  $\mathcal{O}$ 著 に L お ける 1 損 傷 使 を 用 防 済 燃料 止 するた 貯 蔵 設  $\Diamond$ 備  $\mathcal{O}$ 

体  $\mathcal{O}$ 重 著 大 事故す 11 等 損 傷 発 を 生 防 時 に 止 す お るた け る  $\Diamond$ 原  $\mathcal{O}$ 子 対 炉 策 停 に 止 関 時 つするこ  $\mathcal{O}$ 燃 料

六 た な ける  $\Diamond$ 前各 に 号に 必 発 要 電 な 用 掲 体 原 げ 制 子 る を 炉 ŧ 整 施  $\mathcal{O}$ 設 備  $\mathcal{O}$ すること。  $\mathcal{O}$ ほ 保 カコ 全  $\mathcal{O}$ 重 た 大 め 事 0 故 等 活 動 発 を行 生 時 うに

七 に 前 各 評 価 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 結 措 果に 置 に 基 0 づ 11 き必 て 定 要な措 期 的 に 置 評 を 価 講 を ずること。 行 うととも

大 た 8 規 0 模 活 損 動 壊 を 発 行う 生 時 体 に 制の お け 整 る 備) 発 電 用 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 保 全.

又 ょ 置 ょ は 条 る 故 ŋ L た 発  $\mathcal{O}$ 意 電 に 工 五. 発 ょ 場 用 電 る 原 又 用 法 は 原 子 大 第 子 四 型 事 炉 業 施 航 炉 + 設置 設 所 空 一条の 機 に  $\mathcal{O}$ 者 大 お  $\mathcal{O}$ は、 規 衝 1 模 て、 0 穾 そ な 発 + 損 大規  $\mathcal{O}$ 電 壊 他 用 模 原 第  $\mathcal{O}$ 以 テ な 子 自 下 口 炉 項 然災 IJ 施  $\mathcal{O}$ 大 ズ 規 設 規  $\Delta$ 害 を 定

情 子 次 炉 に 施設 力 に 規 . 掲 ょ ŋ 制 げ  $\mathcal{O}$ 委員 る措 B 保 む 全 を得 会 置  $\mathcal{O}$ が を た な 発 講  $\Diamond$ 1 電 ľ  $\mathcal{O}$ なけ と認 用 活 原 動 ń を 8 子 ば 行 炉 なら う 施 又 人はその 設 体 Oな 制 状  $\mathcal{O}$ 1 必要がな 況 整 そ 備 だし、  $\mathcal{O}$ に 関 他  $\mathcal{O}$ 

損

壊」

と

11

う。

が

発

生し

た場

合に

お

け

る

発

電

用

原

(新設

	ح
	認
	め
	た
	場
	合
	に
	お
	V
	7
	は
	`
	>
	_
	(1)
	限
	n
	9
	で
	な
•	いい
•	( )
	0

- こと。 全 大規  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 模 損壊  $\mathcal{O}$ 活 発 動 生時 を 行 うた に お  $\Diamond$ け る に 発 必 電 要 用 な 計 原 子 画 を 炉 施 策 定する保
- 全の 大規 た  $\otimes$ 模 損  $\mathcal{O}$ 活 壊 動 発 を 生 行 時 う に ため お け に る 必 発 要な 電 用 要 原 員 子 を 炉 配 施 置 設 す  $\mathcal{O}$ る保
- 全 毎 大規 0 年 た 口  $\Diamond$ 模 以 損  $\mathcal{O}$ 上 活 壊 定 動 発 期的 を 生 時 行 に う に 要員 実 お 施 け す に る ること。 対 発 する教 電 用 原 育 子 及 炉 び 施 訓 設 練  $\mathcal{O}$ 保 を
- 兀 。動 全 車  $\mathcal{O}$ 規 た  $\Diamond$ 模 消 損 :火ホ  $\mathcal{O}$ 壊 活 動 発 生時 スそ を 行 うた 0) に 他 お  $\emptyset$ 0) け 資 機 る に 必 発 材を備え付 要 電 な 用 電 原 子 源 車 炉 け 施 つること 設 消 防  $\mathcal{O}$ 自 保
- 五. 全 0) 大 規 た  $\Diamond$ 模 これ  $\mathcal{O}$ 損 活 壊 を要員 動 発 を 生 行うため 時 に守らせること。 に お け に る 必 発 要 電 な次 用 原 に 子 . 掲 炉 げ 施 る事 設  $\mathcal{O}$ 項 保
- イ を 定 め、 口 L た 大規 大 規 場 模損 合に 模損 壊 壊 お ける消 発生 発 生 時に 時 に 火 活 お お け 動 ける大規模 に る 炉心の 関 すること。 な火災 著 L 11 損 が 傷 発 生 を
- 損 大規 和 す っるため 和す 模損 るため 壊発生 O対策に関 時 0 対策に関すること。 に おける原子 すること。 炉 格納 容 器  $\mathcal{O}$ 破

緩

大規緩 位 を 確保 模損 するた 壊 発生 一時に め  $\mathcal{O}$ 対 お 策及び ける使 燃料 用済 燃料 体の 著し 貯 蔵 槽 損の

な 和 す る た 8  $\mathcal{O}$ 対 策 に 関 す るこ

ホ 低 減 大 す 規 るた 模 損  $\Diamond$ 壊 発  $\mathcal{O}$ 対 生 策 時 に に 関 お す け ること。 る 放 射 性 物 質  $\mathcal{O}$ 放 出 を

六 たお け 前  $\emptyset$ 各 に る 号に 必 発 要 電 用掲 な 原げ 体 子 る 制 を 炉 ŧ 整 施  $\mathcal{O}$ 設 備  $\mathcal{O}$ す  $\mathcal{O}$ ほ る 保か 全  $\mathcal{O}$ 大 た 規 模  $\Diamond$ 損  $\mathcal{O}$ 壊 活 動 発 を 生 行 時 う

七 前 評 各 価 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 結 措 果に 置 に 基 0 づ V き必 7 定 要 期 な 的 措 に 置 評 を 価 講 を ず 行 ること う لخ

#### 発 電 用 原 子 炉 施 設 $\mathcal{O}$ 渾 転

第 を受けた場 + 子 兀 ただ 炉 発 条 施 電 Ļ 設 用 法 合 0 第 原 は法 運 子 几 + 第 転 炉 この 設 兀 に 十 条 関 置 限 者 す  $\mathcal{O}$ 条 る りでな は、 措  $\mathcal{O}$ 0 次 三 置  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ を + 各号 三 講 + U 第 なに 第二 掲 け 項 げ  $\mathcal{O}$ れ 項 ば る 規 なら 発電に  $\mathcal{O}$ 認 可な用よ 第

- 運 発 電 転 を 用 行わ 原 子 せ 炉 るこ 施 設 と。  $\mathcal{O}$ 運 転 に 必 要 な 知 識 を 有 する 者
- 0 発 電 て 1 の構成るときっ 用 原 子 で 炉 なけ 施 設 れ  $\mathcal{O}$ ば 運 運 転 転に を必 行 要 わな びはせ構 な成 11 人 員 が そ ろ
- い炉 た る 施 前 前  $\Diamond$ る 者 号 設 基 方 でのの あ 運 基 準 準 に っ転 て、 人員 実 適 に に 必 施 適 合 体 合 L か要  $\mathcal{O}$ うち つ、 制 L た な ŧ て 知 が 11 の原 運 識 当 る  $\mathcal{O}$ 子 転 か 中 力 技 責 どう カュ 規 判 能 任 定 5 制 及 者 を か選 委 行  $\mathcal{O}$ 任 員 経 会が すること。 発電 う 判 験 0 を 定 を行 告 に 有 用 +示し 原 分 う て 子 で

#### 子 施 設 $\mathcal{O}$ 運 転

 $\mathcal{O}$ 措置十 1 置者四原 を  $\mathcal{O}$ は条 講 第二 じ 次 法 な  $\mathcal{O}$ 第 各 項 け れ号十ばに五  $\mathcal{O}$ れ 認 ならば 可 条 を受け 第 なる い原項の子の た場 子  $\mathcal{O}$ た炉 規 だし、施設の 合 定 は、 設 に  $\mathcal{O}$ ょ この り、 運 法 第 転 限り 几 に 原 関 子 + で す 炉 な条 設 る

- を 原 行 子 わ せ 炉 るこ 施 設  $\mathcal{O}$ 運 転 に 必 要 な 知 識 を 有 する者 に 運 転
- るとき 原 子 で 炉 な 施 成け 設 れ  $\mathcal{O}$ ば 運 運 転 転 に を 必 行 要 わな び責せ構 な 成 11 人 員 へがそろ 0 て 11
- 三 基 での 前 あ 準 運 っ転 号 て、  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 適 必 構 合 し か要 つ、 た な 員 ŧ 知 原  $\mathcal{O}$ 識  $\mathcal{O}$ うち 子  $\mathcal{O}$ 中 力 技 規 か 能 運 5 制 及 転 か 選 委 任 員 経 任 する 会 験 者 が をは 告 有 示で L 原 て 子 定 11 炉 める 施 る者 設

兀

た

0)

 $\mathcal{O}$ で あ 確 認 ること 配を受け か つ、 るこ 発 0 11 電 て、 用 原 あ 子 5 炉 施 か じ 設  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 原 運 子 転 力  $\mathcal{O}$ 規 保 制 安 上 委 員 十

### 九五 5 八 略

条 原 た 設 第 子 1 画 場  $\mathcal{O}$ 運 て 同 六号 力 合 運 で 転 規 定 に 転 上 ľ に 制  $\Diamond$ 発 に  $\mathcal{O}$ 6 掲 委 電 関制 げ 員 れ 用 限 す ると を逸 て 会 原 る に 11 子 条 実 きを除 報 脱 る 件 施 炉 告すること。 ŧ L 設 で 計 たとき 置  $\mathcal{O}$ あ 画 を 者 2 で て、 いが 定 う。 は、 講ず 8 当 る 以 た そ べ該 発 だ 0) き 下 条 電 Ļ · 第 旨 措 件 用 を + 置 を 原 直 八 逸 第 が 子 治 大 条 に 条 に 施 実 脱 炉 し 施

## 略

行 う 運 ノ 場 発 転 員 合 電 電は、用度 0) 監 原 督 訓子 練を受け 0) 炉 下 施 -にこれ 設  $\mathcal{O}$ る 運 を守 者がの 転 5 守 訓 る せること。 練 ベの き事 た め 項 に を 運 定 転  $\Diamond$ を

## 蔵

+ な 蔵 た 五. 出 関 工 し 発 条 ît たときは 場 電 た だ 又 用 法 次 は原 第 事 て 0 兀 子 業 0) 法 各 + 炉 核 第 号 所 設 燃 に  $\mathcal{O}$ 兀 置 条 限 料 + 掲 お者  $\mathcal{O}$ りで 物質 三条 げ 1 は て る 0 んを廃 な 措  $\mathcal{O}$ 行 発  $\equiv$ + 置 わ電 止  $\mathcal{O}$ を れ 用 措 講 る 原 第 置 + じ 核 子 燃 対 な 炉 項 第 象 料 け 施  $\mathcal{O}$ 施 れ 物 設 規 項 質 設 ば を 定 の設に かの な ら貯置 ら認 ょ

> ることに を受けること あ ý, カコ 0 0 て、 子 あ 5 炉 施 か じ 設  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 原 運 子 転 力  $\mathcal{O}$ 保 規 制 安 上 委 員 + 숲 分 で  $\mathcal{O}$ 確あ

で

### 九五 5 八 略

会に を逸 るときを て 原 運 関 11 子 転 報告 るも 脱し す 炉 上 る 設  $\mathcal{O}$ 除く。 たときは、 すること。  $\mathcal{O}$ 置 条 制 を 件 者 限 いが で · う。 講 あ 実 0 ず 施 そ べ た 以 て 計 だ  $\mathcal{O}$ 下 き 画 し 日 第 措 当 で を + 置該 定 直 八 が 第 条 8 **占**ち 条 件 + 実 る 八 に に 施 を 原 条 原 お 計 逸 子 第 子 11 画 脱 炉 力 六 て で L 施 号 規 同 定 た 設 制 じ め場 に  $\mathcal{O}$ 掲 委 ら合運

れに

転

### + の略

げ 員

十 員 合 一 は、  $\mathcal{O}$ 監 原 督 訓子 が練を受ける 炉施設のW  $\mathcal{O}$ 下 -にこれ る 運 を 守 者 転 がの 5 守 訓 る練 せること。 べの き た 事 8 項 に を 運 定 転  $\otimes$ を 行 運 う 転場

### 貯

第 + い廃 条 置 るて 止 行 0) 者 五 措 置 わは 条 置 を  $\mathcal{O}$ れ 講 る 原 対 法 第 象 子 じ 核 第 施 な 燃 炉  $\equiv$ 項 け 料 + 設 施 か  $\mathcal{O}$ れ 物 設 五 認 5 ば 質 を 条 設 可 搬 な  $\mathcal{O}$ 第 5 貯 出 を 置 受 L な 蔵 項 L た け 11 た  $\mathcal{O}$ ときは 関 工 規 全 ただ 場 L 定 又 て に 0 L 次は ょ 核  $\mathcal{O}$ 事 り 各 0) 燃 法 業 限 料 第 所 号 原 ŋ 物 兀 に 子 に で 質 +掲お 炉 なを げ 11

5

五

略

2 法 第 几 + 0 0 +第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 発

に場 関 又 用 は 原 L 事 子 次 業 炉 所 設  $\mathcal{O}$ 各  $\mathcal{O}$ 置 号 外 者 に に は 掲 お げ 1 発 . る措 · て行 電 用 置 わ原 を れ 子 講 る 炉 使 施 U な用 設 済 け を 燃 設 れ 料 ば 置 な  $\mathcal{O}$ L ら貯た な蔵工

5 五

工 場 又 は 事 業 所 に お 11 7 行 わ れ る 廃

第

5 が 廃 + た エ 棄に  $\Diamond$ な 六 るとき 条 発 場 関 電 ただ 認 又 用 法 さは、 八は事 める方 原 第 し、 次 子 几 当  $\mathcal{O}$ 業 炉 + 法 各 設 該 原 所 号に 子 に 措 に 置 条 置 よることが 力 お 者 0 掲げ 規 いは 代制 て 0 . る措 えて、 委員 行 発 電 わ + で 会 置 れ 用 原が き を講 る放 原 第 子 Þ 子 項 力む 射 U 炉 を 規 な 性 0 施 得 け 制 廃 設 規 委員 なれ 棄 を 定 いば物 設 に 会 となの 置 ょ

防 護 措

5 適

+

五.

略

当と

る。

第 げ 代制 定 る 核 え 七 員 措 が 燃 発 条 会が できる。 置 電 料 原 を 物 用 法 質 子 Þ 講 原 第 <del>,</del>力 む  $\mathcal{O}$ 子 几 規 を な 区炉 + 制 得 け 分 設 委 なれに 置 条 員 ば応 者 1  $\mathcal{O}$ · と 認 会が な じ、 は、 5  $\mathcal{O}$ なそ 適  $\Diamond$ 次 ると 当 11 れ  $\mathcal{O}$ + · と 認 ぞ 表 き た れ だ 同  $\mathcal{O}$ 第 め は 上 る 表 欄 項 措 当  $\mathcal{O}$ に  $\mathcal{O}$ 置 該 原 下 掲 規 措 子 欄 げ 定 力に ょ 置 る に る 規掲 に 特 ょ

2 措 行 置 わ原 法 を講 れ 子 る 炉 使 ľ + 施 用 な 設 五 け 済 を 条 燃料 設 れ 第 ば 置 な  $\mathcal{O}$ 項 L 貯 た 5  $\mathcal{O}$ 蔵 工 な 規 に 場 定 関 又 は ょ L 事 ŋ 業 次 所  $\mathcal{O}$ 各号  $\mathcal{O}$ 子 外 炉 に に 設 掲 お 置 げ 者 11 る ては

5 五 略

第 代 制 げ 置 + 7 委員 え る 者 六 工 て 措 条 わ は 会 置 れ 又 原 子 が る放 を 原 は 法 P 講 子 第 事 む 力 じ 射 炉  $\equiv$ 業 規 を 得 な性 施 + 所 制 設 五. 内 委員 を設 なれ に 棄 条 第 ば 7 物 お 会が なら と  $\mathcal{O}$ 置 11 認 廃 項 L 7 適当 た な 棄  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 行 いに る 工 規 わ ー と 認 とき 関 場 定 れ Ļ 又 ただし、 に る は は ょ  $\Diamond$ る方 り、 事 次 当 業 0) 各号 原 法 該 所 原 子 子 に 措 に 力に ょ 置 お 炉

に規掲い

設

( 十 五 略 ことが

で

きる。

防 護 措

ならな、 適 認 置 第 当  $\otimes$ 5 者 + لح るとき な は七 認 いそ、れ次 条  $\Diamond$ ただ る は ぞれ の法 措 表 第 置 当 L 同  $\mathcal{O}$ に 該 表 上 + ょ 措 原  $\mathcal{O}$ 欄 五. る 置 子 下 条 に こと . 欄 に 力規 掲 第 代 に げ ーえ が 制 掲 項 る 委 できる。 げ  $\mathcal{O}$ 員 る 定 規 原子 会 措 核 定 が 置 燃 に B 料 力 を ょ 規 む 講 物 ŋ 制 を じ 質 得 な 委 の原 員 な け 区 子 会 いれ 分 炉 とばに が

る

2 略

表

5 護区 発 電 九

する場合につい 国用原子炉 く。)に 施設を設 て は、 お 次 置 に掲 V L て た げる措 特 工 場 定 核 又 置を 燃料 は 事 -物質を 業 講ずるこ 所 内 運

略

+ -+ = + =

規 則 第二 及 一条第二 制 び 特 御 室 定 一項第 重 大 五. 十二号 事 号炉及 故 等 び に 対 六号炉に 規 処 定 施 す 設 る 特 係るも 設 定 置 重 許 大 のに 可 事 基 潍 故

する緊急時 対 処 施設を いう。 制御室 以 (五号炉及び六号炉に係るも 下この 項に お 1 7 同 U  $\mathcal{O}$ 

に 限る。 について は、 次に掲 げ る措 置 を 講 ずる

止 つされ させ に 係 ない るも こるため 壁  $\mathcal{O}$ そ に  $\mathcal{O}$ 機 限  $\mathcal{O}$ る。 他 能 を有 0 こに 障 する機 壁 を当 は、 その 該 器 機 の 周 五 器 囲に  $\mathcal{O}$ 号 の操作に支障 שに容易に破 を安全に停

十· 匹

中 口

央

制

御 略

室

外

カュ

5

発

電

用

原

子

炉

施

設

+

十五 ぼさな 交流 却す 電 源 える全 ように を 供 給 て 0) する全ての設 設置すること。 設備 使 用 済 備 燃 料 発 貯 電 蔵 用 槽 原 を冷 子 炉

表

略

2

\_ 九 略)

+

場 域 一合に 内を 原子 っい 除 炉 く。)に 施設を設 ては、 次 お 置 V) l に 掲 て特 た げる措 工 定場 核 又 置 燃 は を講ずること。 料 事 物 業 質を 所 内 運搬す (防 護

る

区

略)

)については、 央 制 御 室(五 - 号炉 次に掲げる措 及び六号炉に 置を講ずること。 係 るも 0 限

口

るも 匹 さ な る ため な 壁  $\mathcal{O}$ 中 ように そ 央制 に  $\mathcal{O}$ 機 限  $\mathcal{O}$ る。 他 能 御 を有 室外 設置すること。 0 こに 障 |壁を当 する機 カュ は、 5 原 その 該 器 子 機 炉 器 周 五. 施 囲に  $\mathcal{O}$ 号 設 操 炉 を 容易に 作に支障を及 及 安 び六号 全 に 破 停 壊 炉 止 に さ さ ぼれ係せ

する全て 交流 電 源 のを設供 給する全て 備 使 以用済燃  $\mathcal{O}$ 料 設 貯 備 蔵 槽 原 を冷 子 炉 却す 施 設 る を

+

属 な を 原 に冷 < 設 設 す る 子 却 す お は 防 備 ず る 置 発 護 お 炉 11 す 口 る に ること。 場 そ 施 7 る 電 に X お 全 L 合 れた 設 そ 機 用 掲 域 が を 工 内 の能原げ 内 7  $\mathcal{O}$ 場 除 あ  $\mathcal{O}$ 滞 又 子 る に 設 る 又 特 留 は炉 者 存  $\mathcal{O}$ 備 < は 設 定 を 水施に す 及 事 核 防 素 設 ょ る 備 留 び 燃 設 に 業 が若 る 止 を 水 特 料 0 所 す 妨 備 防 発 L 素 < 7 定  $\mathcal{O}$ 物 る 生 害 で 止 が 機 す あ て 重 外 質 は 行 す 発 は 大 を 能 る使 為 生 に 0 る お用 又 全 事 漏 発 が す 次 故 喪そ 済 は て る 出電 に 燃 破 等 さ 用 失れ  $\mathcal{O}$ お 第 掲 L 壊 対 せ 原  $\mathcal{O}$ 料 五. 設 そ げ 処 る 子 あ貯行 뭉 備 れ こと る措 施 る 蔵 為 炉 発 1  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設槽に う 設 施 電 若 あ لح 置 12 設 用 備 をよし る

## 1 5

を

講

六 為 為 設 却 施 する 用 に を 備 設 を 防 な 受 護 を原 冷 ょ に を 交 に け区お 冷 流 る 子 お却 **1**) 全 却す お 域い 置炉 す 発 る 7 電 11 そ 7 源 略 施 7 る 電 おの  $\mathcal{O}$ L そ る れ た 設 そ 機 用 そ 外 設 を に  $\mathcal{O}$ 備 工 内  $\mathcal{O}$ 能 原 全 供 れ 給 あ  $\mathcal{O}$ 滞 又 子 が あ 滞 及 て る 又 特 留 は炉 あ り 留 び  $\mathcal{O}$ す は を る 設 定 水 設 水 施 を る 事 核 防 設 設 容 防 素 全 備 素 備 業 燃 が 若備 易 止 が 7 に 止 でに 所 料 す 発 L す 発 使  $\mathcal{O}$ 0 < る の物 る 生 あ 妨 生 用 設 11 す 全 7 外 質 機 す は 0 害 済 備 て る使 行 7 る 燃 は に を 能 用 為  $\mathcal{O}$ お 漏 発 が お 料 発 .. そ 又設そ 電 喪 済 貯 次 出 電 燃れは K さ 用 失れ 備 ħ 蔵 用 掲 せ 料 5  $\mathcal{O}$ 破  $\mathcal{O}$ 槽 原  $\mathcal{O}$ 原 う る あ貯の壊 あ げ 子 を 子 炉 発る蔵行行ちる冷 る 炉

> いの核滯又子に区お 外 燃 は 掲 域 留 炉 はに 料 を水施げ 内 て  $\mathcal{O}$ 漏 物 防 素 設る に 設 質 が若者 出 止 次 存 備 に さ を す 発 しに す 滞 及 せる 掲 生 < ょ る 原 る 留 び げ 機 す は る 設 子 を 水 る ことと 炉 る 使 妨 能 備 防 素 措 お 用 害 施 が で 止 が 置 設喪そ 済 行 あ す 発 な を を 失れ 燃 為 0 る 生 全 講ずること。 る 料 設  $\mathcal{O}$ 又 す お置 あ貯 は て る そ L 原 る 蔵 破 第の お た れ 槽 五 設 子 設 壊 そ が 工炉 号 備 を行 備 n あ 場 施 に冷為 1 0  $\mathcal{O}$ 5 る 又 設 お却に若 あ É 設 は す 内い ょ L る < 備 事 のて る ŋ 設 特そ 機 に は防 備 つ所定の能原口護に

# 5

十

そ機 ŋ け区お全 に 定 域 能 原 て は 所  $\mathcal{O}$ る V て 滞 おの  $\mathcal{O}$ す 交 又 子 そ 流 留は炉 そ 外 設 る 外 周  $\mathcal{O}$ れに 備 全 用 料 を 水施 電 あ に 漏 物 防 素 設 が 滞 及 7 源略 が 若 あ び を 容 出 質 止 り 留  $\mathcal{O}$ 水 設 供 易 さ を す 発 L る を る < 設 容 防 素 せ原 生 備 給 に ることと は 備 易 破 子 機 す 止 が す に 壊 炉 能 る 使 で す 発 使 る る さ 施 がお 用 あ 妨 生 用 全 そ 全 n 喪 害 す 設 済 0 済 7 て な 失れ 燃 行 7 る な を 燃  $\mathcal{O}$ 料 為 る 設  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ お 料 設 V 壁 お 置 あ 貯 又設そ 貯 そ そ 蔵れは 備 L 原 る れ 蔵 れた 設 槽 5 破  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 槽 子 原 うち あ が Ι. 炉 備 をの壊 他 を 子 あ 場 冷 行 行 る 冷 0 施 に 炉 る 又 却 為 設 障 設 お 為 刦 施 設は 内いすに を 防備 す 設 備事 よ受護に  $\mathcal{O}$ てる

イ 措 置 を 講 ず ること。

周 すること。 囲に容 易 破 壊さ れ な 11 壁 そ 0 他  $\mathcal{O}$ 障 壁 を 設

口 巡 視 イ  $\mathcal{O}$ を 規定に 行 う 場 ょ 合 ŋ に 設 は、 置 さ れ た 以 障 上 壁  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 者中 が で 同 作 時 12 又 作は

は 巡 視 を 行 うこと。

十七  $\Diamond$ り 委 時 で 係 るも 員 作 特 該 特 会が 業又 作 定 特 業又 定 重  $\mathcal{O}$ 定 重大事 は 大 に 発 重 事 は 巡 限 電 大 る。 視 事 故 用 巡 を 故等 故 視  $\mathcal{O}$ 等 原 対 子 を 行 等 は 処 行 う 対 対 炉 場合に で 施 処 施 処 うこと。 設 設 施 防 施 設 を 護 設  $\mathcal{O}$ は、 設 を 状 区 設 域 況 け た 五 だ 置 る そ 内 号 人 必 L に  $\mathcal{O}$ 炉 た防 要が 以 設 他 及 け 上  $\mathcal{O}$ 原 び な 事 子  $\mathcal{O}$ 護 六 力 者 号 情 区 か 11 規 域 に が 炉 認 ょ 制 同 内

断 当を ム を受けることがないは、電気通信[ んめに必 該情 る すること。 場合 発 報システ 電 用は 要な設 原 子 A 備 な 口 炉 双は装置の施設及びは に 線 限 11 に対する外部な場で通じて妨害 設及び特定 ŋ な (T) 操 気害行 作 か 核 ら に 燃 の信為 係 料 る情 又 ア 口 物 線 は ク 質 セ 破 を 報  $\mathcal{O}$ 通じ行 ス シス 防 を 護 遮た為テの

<u>~</u>二十

3  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 防 護 項 ほ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ため 表第 同 第 二原必 項 七 第 号 九第 要 カュ 7号(同2分四号かれるな措置 5 第 + 号口 に 5 第 9 号 を除 七い ま 号 7 で まは、 <  $\mathcal{O}$ で 特 ( 第 次に 定 核 同五掲 燃 項号げ 料 第ハる物

> 設 置 すること。

新

設

新

設

新 設

電気通信! 報 必 システ 要 な 原 設 子 ムに な 備 口 炉 線 1 又 施 対する外に、一 八は装置 を通 設 及 る外部では、電ができます。 び 0) 特 操 定 気通行 作 核 カュ 5 に 燃  $\mathcal{O}$ 信 為 係 料 又 る ア 口 物 は 線 情 質 セ を 破 報  $\mathcal{O}$ システム 通じた当 壊 ス 防 3行為 護 遮  $\mathcal{O}$ 当該 断 た す はめ る情 け に

ク

を

+

<u>\}</u>

3 五 掲 質 げの 第 防 を除 護 項  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ のほか、なのために必要 ₹ . 表 第七 号略 同項第-第二項第 カュ b 第 九男四に + 号つ かい 号 号 ま 5 号 て で 第は、 口  $\mathcal{O}$ 界七号まで (第は、次の各号にの特定核燃料物 を除

る 表 同 又 区は防域 区 五. あ た 物 防 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る 項 項 は 域 護 域 X. 中 ŧ 距 質 物 八  $\mathcal{O}$ 立 護 内 防 区 周 ŋ 域 ま 号 第 号 質 区 置  $\mathcal{O}$ 離 に 表 入 及 護 域 辺 と 用 で 域 び あ は 係  $\mathcal{O}$ 第 + 制 区 防 防 に ハ 及 周 及 同 う 内 限 お る 及 限 立 域 周 護 る び 護 辺 号 七 八 てバ 5 لح Ł  $\mathcal{U}$ 号 号 区 に 入 辺 区 防 同 る 11  $\mathcal{O}$ 区 口 ٤, 読 て 照 = か中域 制 防 域 は防 域  $\mathcal{O}$ 護 項 を と、 4 吸 射 に 5 内 限 護 及 護  $\mathcal{O}$ 区 第 除 替 を 収 照 さ 掲 第 前 区 第 区 U 防 区 周 域 場 各号 とあ え 除 線 射 げ 九 域 七 域 立 域 及 合 n 護 辺 号 内 防 る 号 直 入 防 量 た る 又 区  $\mathcal{U}$ に 兀 に ŧ 率 後 同 物 ま る 中は 制 域  $\mathcal{O}$ 護 周 護 立お 号  $\mathcal{O}$ が に 表 質 で 措 区 立 限 讱 X 入  $\mathcal{O}$ 11 カ 同 と そ 防 制 と を 第 並  $\mathcal{O}$ 置 は 域 そ 入 区 防 域 7 6 項 す グ 制 取  $\mathcal{O}$ 八 特 は 内 れ 護 域 護 及 限 CK 第 第 防 ぞ ŋ レ 表 号 に 定 X 限 第 区 び 区 同 + 扱 1 面 لح 護 周 れ域 区 لح 六 域 域 項 ハ 同 核 立 八 及 燃 あ 辺 内 域 号 う 毎 カュ 表 区 あ 又 入 第 另 九 5 第 る 域 防 لح 中 制 号 場 時 U 料 n は لح 兀 か 以 = 九 物  $\mathcal{O}$ 内 護 あ 周 لح <u>\\</u> 限 あ 号 ま 6 下 メ に 뭉 質 辺 あ は 区 る 及 防 入 X り 中 第 で 制 掲 に 域 防 で ]  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{U}$ 護 域 0 前  $\neg$ 掲 一 区 あ トげ 同 第 内 は護  $\mathcal{O}$ 限 第 防 規

発電用原子炉主任技術者の選任等)

Ŧī.

略

第 七 条  $\mathcal{O}$ 法 第 兀 + 条 0 0 +六 第 項 規 定

> と、 る び 護 前 で 掲 に 域  $\mathcal{O}$ 防 制 域  $\mathcal{O}$ 同 第 各 あ げ 掲 同 内 は 護  $\mathcal{O}$ X 限 防 規 項 1 表 は 防 域 護 定 + 第 五. 0 る げ 同 又 区 区 五. た 物 る 第 項 項 は 防 域 護 域 あ 号 区 を 号  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ + 質 八  $\mathcal{O}$ 護 内 防 区 中域 準 措 t 距 物 第 1 周 ŋ ま 号 区 号 略 に 表 入 及 域 用  $\mathcal{O}$ 離 質 護 辺 と で あ は に に 係  $\mathcal{O}$ ハ 第 +制 域 び 区 防 及 防 す 及 周 う 及 内 <u>\\ \</u> 域 護 る 限 お る 七 七 限 周 る び 護 辺 同 5 び 号 号 に 防 る 1 t 区 入 辺 区  $\mathcal{O}$ 区 同 号 ٢, 7 制 読  $\mathcal{O}$ 照 = か 中域 防 域 は 防 域 護 項 口 と、 吸 に 4 射 5 内 限 護 及 護 区  $\mathcal{O}$ 第 を 照 替 防 場 を 収 さ 掲 第 前 区 第 区 び X 周 域 除 ¿ ° لح え 除 線 射 げ 九 各 域 七 域 立 護 域 及 合 n 辺 防 内 号 あ 号 る 量 直 た る 号 又 入 防 てバ ŧ 後 同 物 る 護 に 中は 制 ま  $\mathcal{O}$ 域 周 護 立お 表 質 区 区  $\mathcal{O}$ が に で 措  $\mathcal{O}$ <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 限 辺 入 11 カ を そ 域 制 第 並  $\mathcal{O}$ 置 は そ 防 入 区 と 防 域 て 6 同 れ す 取 グ 特 内 制 及  $\mathcal{O}$ 八 び は 護 域 護 限 第 項 1) 表 号 に 定 防 ぞ 区 限 第 区 び 区 第 同 لح 域 لح 扱 1 同 核 護 周 れ 区 六 域 立 域 項 面 /\ +及 燃 あ 区 辺 内 域 あ 号 入 第 Ł う 毎 カュ 表 又 八 لح لح 場 時 5 第 料 る 域 防 中 は 制 兀 号 U 号 لح 護 あ 周 号 以 = 九 物  $\mathcal{O}$ 内 立 限 あ ま か 質 区 辺 下 メ 号 は る あ及防 入 区 で 5

(新設)

◎ 三 号 ょ とに 炉 る 及 発 行う び 電 兀 用 号 ŧ 原 炉  $\mathcal{O}$ 子 に 炉 す 0 主 る。 任 11 て 技 は た 術 だ 兼 者 任 L 0 選 す ることを 任 号 は 炉 発 妨 電 号 げ 用 な 炉 原 子

2 - に 規 務 掲 法 に 発 げ 則 第 電 従 る で 兀 事 用 期 + 定 間 原  $\otimes$ た 子 が 条 る 期 炉 通 実  $\mathcal{O}$ 間施 算 務 設 L  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 経  $\mathcal{O}$ 工事 験 年 は 六 又は 以 第 上 第 保 で 項 守 あ 号  $\mathcal{O}$ 管 ることと 原 カュ 理 子 6 に 第 力 関 兀 規 ける す 号 制 る。 ま 委 員 で

三二 評 発 価 発 電 電 に 関 用 用 す 原 原 る 子 子 業 炉 炉 務 施  $\mathcal{O}$ に 設 運 従  $\mathcal{O}$ 転 に 事 設 関 L 計 た す 12 る 期 係 間る 業 務 安 全 に 性 従 事 0 解 L た 析 期 及 間 び

3 兀 す 第 発 Ś 四 電 業 用 + 務 原 条 に 子 0) 従 炉 事 に  $\mathcal{O}$ L 使 た 用  $\overline{+}$ 期 す 間 六 る 第 燃 料 項 体 で  $\mathcal{O}$ 準 設 用 計 す 又 る は 法 管 第 理 兀

故 等 報 告

とする。

条

第二項

0

規

定

に

ょ

る届

出

書

0

提

出

部

数

は

正

本

第 規  $\mathcal{O}$ + 炉 その 制 各 設 八事 号 委 置 条 故 状 員  $\mathcal{O}$ 者 会に 況 1 法 障 及 ず 旧 第 報  $\mathcal{U}$ れ 発 六 の + = 告 そ か 電 に れ L 用 該 な に 原 条 当す け 対 子  $\mathcal{O}$ れば する処置 三 炉 の設置者は  $\mathcal{O}$ ならな 規 定 を十 は等 に を ょ 日 そ 含 ŋ 以  $\mathcal{O}$ ts 内 日 発 に を 電 直は 原 用 子ち 原 力に次子

略

八事 故 等 報 告)

第 報 びれ者 + そ カュ れ に 旧 条 故 な に 該 原 当 け 対 子 法 障 「対る設 す 略 れ 炉 第 る ば 六の ならな <u>処</u>置 場合 十二条 置 者 を十日 は、 等 を含  $\mathcal{O}$ そ 三 以  $\bigcirc$ むの 内 旨 規 に を 定 原 直はに 子 ち ょ 力 ŋ に次 規  $\mathcal{O}$ 制 そ 各 原 の号 委 子 員 状の炉 会 況 い 設 に及ず置

い実 な て、 施 発 機 計 電 能 発 画 用 を 電 に 原 有 用 定 子 L 原  $\otimes$ 炉 て 5 設 子 11 炉 n 置 施 た 者 設 ŧ が と認  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 安  $\mathcal{O}$ 発  $\Diamond$ 全 点 電 を 検 用 を 原 になったとき。 子 炉 るた 施 場 設 8 合  $\mathcal{O}$ う に に 必おち

b 뭉  $\mathcal{O}$ 基 年 事 実 号 当 認 安 7 五 大 潍 原  $\mathcal{O}$ れ 故 施 炉発  $\Diamond$ 全 事 該 た 等 電 + に と 子 附 炉 計 11 5 安 ŧ を な 故 適 属 及 対 用 五 1 力 画 う。 全の 号 原 規 れ確い 条 等 合 施 び 処 で 上を た保 と 若 制 四設 定 炉 子 対 設 す 認 処 重 除 号 炉 L て 委  $\mathcal{O}$ 備  $\otimes$ < 第 き る に 設  $\otimes$ < 設 員 技 要 炉 11 5 に 号 た 5 は 備 な + 会 術 な 属 れ 置  $\otimes$ れ 七 規 機 係 す た 炉 者な 第 1 基 たとき るも 条若 器 の点 る に 属 と 則 準 ŧ 及 五. がい 認 必 す 第 に 等 機 び 十  $\mathcal{O}$ 検 要 六 る  $\Diamond$ 関 が 器 四 安 L 六  $\mathcal{O}$ を 又 条 は に 号 全 な 5 機 < 号 す 実 を 並 等 除 機 器 用 行び 上ら れ 炉 は る 発 た に重れ確 能 定 等 第 以 規 発 0 に と を 電 +則電 た 実 号 係 要  $\Diamond$ が 下 き 場 又 有 用 る 施 る な 技 八 用 炉 一合に 条に 平 機 原 は L 基 術 技 原 計 Ł て 子 潍 基 当 術 成 子 画 常 器  $\mathcal{O}$ 炉 準 該 定 お 号 に 基 並 等 11 炉 で 設 + 及 定 施 規 常 準 な 適  $\Diamond$ 11 炉 重 び い設合 五び 則 設 る 規 7 8 大に

な施め 設 ら 原 لح のれ 子 認 安 炉  $\otimes$ 全 Ł 設 5 を  $\mathcal{O}$ 置 確 者  $\mathcal{O}$ 点 保 が と す 検 き。 んるた を 原 行 子  $\Diamond$ っ炉 た に 施 場 必 設 合 要  $\mathcal{O}$ な に う 5 機 お 能 11 実 て、 施 を 有 計 L 原 画 て子に い炉定

兀

な施基令 す 定 設 準 뭉 第 る 当  $\Diamond$ 原 لح のに 技 該 る 炉 子 六 認 術 安 適 安 ŧ 炉 全を号置 めら 全 合 基 設 を L 準 て、第 れたとき。 確 重除炉者れ を く及がた 保 定 要 いするた な な 九 8 び 条 機 四安 11 る と 若 省 器 O号 全 め 認 点 炉 L 令 等 上 検 に 8 < が に 重 必 5 昭 を係 は 発 要 要 ħ る 第 和 電 行 な な た 兀 ŧ 九 用 0 機 たとき又 機 条 たの + 原 場 能 子 並 等  $\mathcal{O}$ 年 を有 通 力 合 び はに 設 に 商 に 原 定 備 お前 号 産 て 子 業 号  $\otimes$ に 炉 11 る 省 関 で 11 炉 7

五 っち三 た た 実 号 ŧ 火 とき。 施炉 の災 計 及 又に 画び は ょ た で 兀 安 ŋ だ 定 号 全 原 め炉 上 子 (C 5 重 炉 係 当れ 要 施 該 た る な設 ŧ 故 機 ŧ  $\mathcal{O}$ 障  $\mathcal{O}$ 器 う がを並 ち 等 消 除 び 実 ζ. に 火 施 原 号 計 又 は 子 炉 画 の炉 延 に 焼 故施 定  $\mathcal{O}$ 障 設 뭉 め 防が  $\mathcal{O}$ 炉ら 止あ う れ

8

5

ħ

たに

ŧ

のり

安 用

重

又 発

は電

全原上

な設

炉

施

 $\mathcal{O}$ 

実

施

に

炉画

二定

 $\Diamond$ 

れ号

た炉

t

を

除号

及

び

兀

炉

に

係 要

び

に

汝

処

備

に

属の

す

る

機

器

等

の又る

故はも機

障前の器う

が号並等ち

あ

つ常

た設実号計

ことき。

 $\mathcal{O}$ 

重 施

大 計

事画

火

災

ょ

た だ 当 該 故 障 が 消 火 又 は 延 焼  $\mathcal{O}$ 防 止  $\mathcal{O}$ 措 置 に ょ

じ る れに る れたとき又はた たこ 排 上 子 前 発 実 のに 出 電 施 炉 0) と ょ 号 用 計 制 施 状況 に ŋ 原 画 限 設 た ょ で を ほ 子  $\mathcal{O}$ 方 液 に ŋ 炉 定 逸 運 運 か 異 法 体 施  $\otimes$ 脱転 転 状 状 る に 気 設 L 上 に 発 が  $\mathcal{O}$ ょ 体  $\mathcal{O}$ 措 た 及  $\mathcal{O}$ 電 る排 認 放 故 状 場 置 制 ぼ 用  $\Diamond$ 射  $\mathcal{O}$ 障 が 合 限 す 原 5 支 性 出 放 そ 講 で を 子 障 廃 じ あ逸 れ  $\mathcal{O}$ 射  $\mathcal{O}$ 炉 5 脱 た 棄 状 性 他 0 施 が ことき。 物 況 廃 0) れ 7 軽 のに 棄 不な た 微  $\mathcal{O}$ 異 測 か 当 لح 排 物 な 故 水状 9 該 き  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ t 障 施 が 実 事 た 逸  $\mathcal{O}$ 認 施 態 لح 脱 を 設 発 又 き には に  $\otimes$ 計 が 除 電 よら画生 係運 < 用

七

八~十一 (略)

た 設え除 生 < じ え 8 備 7 11 たこ た 発 人い  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ L  $\mathcal{O}$ 周 た 電 又  $\mathcal{O}$ 核 堰 が とに 立 程 燃 液  $\mathcal{O}$ 辺 管 用 理 漏 入 度 料 外 部 体 原 え 制 が 状 区 ょ 物 に に 子 除 V 限 軽 質 拡 設  $\mathcal{O}$ 域 ŋ 炉 L 微 築 大 置 核 内 施 燃料 た な のし さ で 設 核 鍵 とき 漏 放な れ 物 燃  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 管 射かた 物 え 料 が 故 漏 管 能 2 質 1 物 障 理 温量がた場 等 等 質 理 え L そ がた 区  $\mathcal{O}$ 1 等  $\mathcal{O}$ 微合 の 拡 لح 域 措 11 当 他 き。 外 に 量 で 該 気 置  $\mathcal{O}$ に 係 あ 大 漏 体 を 不  $\mathcal{O}$ を 広 る と 0 え 状 新 た 測 て、 きそ だ が た 場 防 11  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ に所 0 止 に ŧ 事 た講にの 漏 す 係 態  $\mathcal{O}$ とじつ他える る漏 をが

の措置によるときを除く。

六

き又 5 لح 定 逸 運 運 れ 原  $\Diamond$ 脱 転 転 前 は た ょ 子 る L 上 に 液 方 り 炉 措 た 号  $\mathcal{O}$ 及 体 場 施 法 置 制 ぼ  $\mathcal{O}$ 状 に 気 設が 合 限 す ほ  $\mathcal{O}$ ょ 体  $\mathcal{O}$ 講 を 支 で カュ る 放 故 じ あ 逸 障 状 排 射 障 5 脱  $\mathcal{O}$ 9 が原 そ 性 放 て 出 れ L 軽 子 廃 た 微  $\mathcal{O}$ 射  $\mathcal{O}$ な 炉 か当 لح 棄 状 性 他 な 施 き 物 該 況 廃  $\mathcal{O}$ 0 ŧ 設 に 棄 不た 逸  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 異 測 と 脱 排 物 又を 故 水状 き には除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 障 \(\hat{\chi}\) 実 事 係 運 施 が 認 設 施 態 る転 原 実 に  $\Diamond$ 計 が 上 子 のに ょ 5 画 生 施 炉 じ る れに 制 ょ 施 計 排 た定 ŋ た 画限 設 と 出  $\Diamond$ でを  $\mathcal{O}$ 

八~十一 (略)

 $\mathcal{O}$ 

状

況

に

異状

が

認

 $\Diamond$ 

5

れ

た

にとき。

十 二 ことに 又のの核堰 周 たが 管 立 程 燃 液  $\mathcal{O}$ 辺 漏 入 度 外 部 体 理 原 料 え 制 に に 状 区 ょ 子 が 物 り、 質 拡 除い 限 軽 設  $\mathcal{O}$ 域 炉 L 微 等 大 置 核 内 施 た な L さ 燃 で 核 設 鍵  $\mathcal{O}$ 放な れ 料 漏 燃 物  $\mathcal{O}$ لح  $\mathcal{O}$ 管 き 物 え が 射かた 料 故 2 漏 管 質 理 能 7 物 障 ( 漏 量が場 等 理 等 え L 質 そ V た 区 え が 等  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 微合 と 域  $\mathcal{O}$ 当 措 11 気 他 こ き。 外 置 に 量 拡 該 で  $\mathcal{O}$ 体 係 あ 大 に を  $\mathcal{O}$ 漏 不 を る と 0 広 新 え た 状 測 て、 きそ が た 場 防 だ  $\mathcal{O}$ 1  $\mathcal{O}$ に 所 0 に t 事 止 L た 講 に  $\mathcal{O}$ 漏 す 係  $\mathcal{O}$ 態 とき るた ľ 他 え る 漏 を 9 が た 漏 11 設 え 除 11 生 を と 8 備 ľ てえ L 11 < 人いた た  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

三 原子炉施設 (一号炉、二号炉、三号炉及び四号

用

原

子

炉

施

設

号

炉

号

炉

号

炉

及

+

っに所 U たとき 講 に 燃  $\mathcal{O}$ 几 じ つ次料 他 뭉 たと 11  $\mathcal{O}$ 物  $\mathcal{O}$ 炉 を 7 い質 不 略除き 人 ず 測 CK 又のれ に が  $\mathcal{O}$ は 立 カュ 管 事 漏 入 に 理 熊 れ を え制 該 X. が 5 除 限 当 域 V 生.  $\mathcal{O}$ す 内 じ L 附 た 鍵 る で た 属 لح 漏 物  $\mathcal{O}$ 施 が管 き لح え 設 管 理 11 を 等 漏 L 理 よ除 のえ た <\_ 。 X り ح. 措 域 い に 外 置 き を 係 体 に  $\mathcal{O}$ 広新るた 状 故 がた場だの障

## 1 口

兀 ル 効 被 IJ 線 ば ľ 1 シ 量 < た 発 ことに が 放 が 電 放 あ べ射 用 ル 線 射 0 原 1 業 線た ょ 子 لح を 務 業 ŋ 炉 き 超 従 務 施 しえ、 事 従 で管 設 者 あ理 事  $\mathcal{O}$ 又以者 つ区 故 て、 は外に 域 障 のあ 超 に そ 者 当 え 9 立  $\mathcal{O}$ ち他 る て該 に おあは 被 入  $\mathcal{O}$ る そ 2 五 ば 不 て ミリ < 者 れ 測  $\mathcal{O}$ は に に  $\mathcal{O}$ シ  $\bigcirc$ 係 事 あ 0 る・ー い態 る と五べ実てが

# 略

六 五 御 渥 る 11 ŧ 制 文 7 御 移  $\mathcal{O}$ 書 た 動  $\mathcal{O}$ 基 発 を 棒挿 位 づ に電 除 入  $\widehat{\phantom{a}}$ き 若 置 お用 号 又 を T 若 い原 L は 設 炉 < L 11 て 子 う。 < 全 が は 定 炉 挿 は L 制 設 当 引 当 置 初号 御 抜 入 以 位. 該 下 表 棒 者 の炉 き 同 管 0 置 他 示 を が 三 じ す 管 定 操  $\mathcal{O}$ 理 뭉 管 る 理 め位 作 理 理 す た 置炉 を لح 位 位 か る 制 及 現 置 لح 実 に 5 た 御 び さ 他 棒 施 兀  $\mathcal{O}$ を  $\Diamond$ 行 う 涌  $\mathcal{O}$ れに  $\mathcal{O}$ 計 뭉 0 ち 過 管 7 操 画 炉 7 い定 に 理 作 に 1 て位 る のに基係な 御 棒 動置制間係づるい

> たいの物 炉 き  $\mathcal{O}$ لح を 7 い質 不 除 き 人 ず 等 測 U 又のれ に が  $\mathcal{O}$ は 立か 管 事 漏 入 に 理 態 れ を え制該 区 が 5 除い限 当 域 生  $\mathcal{O}$ す L 内 じ 附 た る 鍵 で た 属 漏 物  $\mathcal{O}$ لح 施 管 き が 設 え 管 理 を 等 漏 理 L ょ 除 < ŋ のえ た 区 域 措 لح V 外 置 に き を 係 体 に  $\mathcal{O}$ 広 新るた 状 故 がた場だし  $\mathcal{O}$ 障 核 そ た講に 燃  $\mathcal{O}$ じ つ次料 他

### 口 略

イ

+

放がが 兀 ] あってとに 放 射 あ ベ ル 線 射 原 線た 1 業 ょ 子 کے 業 を 務 ŋ 炉 超 従 務 き 施 で管 え、 従 設 事 事あ理 者  $\mathcal{O}$ 又以者 0 区 故 て、 は 外 に 域 障 超  $\mathcal{O}$ あ に そ 者 当 え 2 立  $\mathcal{O}$ ち他 る て該 に おあは 被 入  $\mathcal{O}$ そ ば る 9 Ŧī. 不 7 ? < 者 れ 測 IJ  $\mathcal{O}$ にに は  $\mathcal{O}$ あ  $\bigcirc$ シ 係つ 事 ĺ 11 る る 態 五. ベ 実 7 が ミリ ル 効 被生 ト線ばじ くた シ 量

### ++ 五 略

し位づにい 制六 ŧ 置 いお 7 の御 又 を T い原 を 棒 挿 は 設 て 子 除 入 11 う。 < 若 全 定 炉 号 挿 は L 制 設 L 当 炉 < 入 以 御 置 位該 棒 下 表 者 が は 置 他 同 を が 当 引 示 管 定 初号  $\mathcal{O}$ U す 抜 管管 る 管 理 8 の炉 き 理 理 す た 管 0 ح 位 位 カュ る 制 理 操 と 位号 置 置 5 た 御 作 さ 0 を 他  $\Diamond$ 棒 置 炉 を 及 う 涌  $\mathcal{O}$ n に  $\mathcal{O}$ 現 5 管 操 実び に 過 て 理 定 作 施 兀 行 計 号 7 位 る に 御  $\mathcal{O}$ 0 動 置 間 係 炉て 棒 制 画 作に に 御 渥 る に 11 し移 棒に文基 係な た動の基書づ る V

が ただし、 位 きの 下 最 三号炉 置 同 大 U を 操 限 超 作 に 及 燃 え を 挿 て 現 料  $\mathcal{U}$ 入 さ 更 几 が に あ 炉に 号 行 る n が心に装荷さな に挿入される た るこ 炉 2 制 %に係 て 御 と と 11 棒 るない で あ な も の 方  $\mathcal{O}$ れ る 0 を除 白 て て に 挿 理 11 A < ° 動 入 な 位 号炉 若 作 1 置 ときを L L を が全挿 が全挿 < う。 は 引

とし れ し な 放 が 前 い射線 あ るとき。 号 の障  $\mathcal{O}$ を除 害 ほ 以 か < 外 0) 発 障 電 が 害 用 lであ 発生し 原 子 って 炉 施 入 又 設 院 は に 発 治 関 生 療 L する を 人 必  $\mathcal{O}$ お要障

#### 使 用 前 検 查 $\mathcal{O}$ 申

第

らな 発電 + を受け 用 j 九 ) た 申 用 原 条 及 原 子 ようと 請 び 子 炉 発 使 性炉 用 書 施 電 を 能 施 設 用 前 す 設 原 に  $\mathcal{O}$ 原 検 データング 子力者 0 で 工 子 査 V あ 事 炉 は、 て行うも 規 施 法 0 第二 て 制 設 第 溶 次 委  $\mathcal{O}$ 十六 0 接 員 使 + 各  $\mathcal{O}$ を 会 用 几 号 を す 条 に  $\mathcal{O}$ 条 に いう。 Ź 提 第 開  $\mathcal{O}$ 出 掲 ŧ 始 げ  $\mathcal{O}$ 項 L 前 第 る (C な 以の に 七 事 下 け 溶 規 項 ればないればない。 同接 定 当  $\mathcal{O}$ i, U する 該 を 検 除 発 査

発 所 0) 用 名 原 称 子 及 炉 び 施 所 設 在  $\mathcal{O}$ 地 設 置 又 は 変 更 に 係る 工 場 又 は

申 に 係 る 発 電 用 原 子 炉 施 設 0

> 号炉 r. を 限 操 超 作 に 及 燃 え を 挿 料 て び 現 入 が炉に z 兀 に あ 号 行 る れ 炉に 心 挿 制 ることと 9 に装 て 入される 御 係 11 棒 荷さ るない で あ な もの 方の れ 0 る を除 て 向 7 11 に 挿 理 < 動 な 入 一号炉、 位 作 若 1 置 と L し を きを除 Š たとき。 が 1 二号 う。 全挿 は 引 炉 入 以 位 た き 下 だ置 三の同

い射 あ ŧ 線 るとき。  $\mathcal{O}$ 障 前 を除 害 各 以 号 外  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ 障 カコ が 害 · 発 生 で 原 あ 子 0 炉 て 施 又 入 設 は 院 に 発 治 関 生 療 L する ※を 必 人の お 要 障 マそ کے 害 れし がな放

+

### 使 用 前 検 査 申

第 力者いあ 設の十 て行うも 規 は 0 う九  $\mathcal{O}$ て 制 条 工 委 次 溶 事 員  $\mathcal{O}$ 接 原 使 会に 各 を 第二  $\mathcal{O}$ 子 用 号に を す 炉 前の くるも 提 V +施 検 . う。 -六条第 出しば 設 査  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ · る事 以 下 なけ  $\mathcal{O}$ 使 法 溶 用 第 ればなれる記憶を記している。 接 項  $\mathcal{O}$ 六 を除 に 開 十 規 几 始 5 載し < 定す 前 条 を受け の 三 な に っ た 申 る 及 原 第 当 Ĵ 請 び 子 該 七 うと 性 書 炉 原 項 を 能 施 子  $\mathcal{O}$ すに設 原 炉 検 子 る 0 で施

 $\mathcal{O}$ 名 称 原 申 請 子 及 に 炉 係 び 施 る 所 設 原 在  $\mathcal{O}$ 子 地 設 炉 置 施 又 設 は 0 変 更 に 係 る 工 場 又 は 事 業 所

大野 工事の計画に係る工事 実施計画に定められ 三 実施計画に定められ		2 (略)
するために必要な検査的な性能を確認する検査発電用原子炉施設の総合	電用原子炉施設は、構造 高用原子炉施設は、構造 る検査のうち次に掲げる もの (略) 一~六 (略) で必要な機能又は性能を確認す に必要な機能又は性能を確認す	- - - - - - - - - -
した時に係ります。   実施計	ー 実施 また 原子	第 2 二 (
係る工事が完了炉施設の工事の計画に定められ	施設に定められる試験をする をる状態について をる状態にないる がした時の	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

2

制 委 0 略 発 員 て 電 会 用  $\mathcal{O}$ そ 原 承  $\mathcal{O}$ 子 認 使 炉 を 用 施 受  $\mathcal{O}$ 設 け 期 を 間 試 そ 及 験 0) び  $\mathcal{O}$ 承 方 た 認 法  $\Diamond$ を に 受 使 0 け 1 用 た 7 す 期 原 る

お  $\mathcal{O}$ お その 11 理 発 11 て、 由 電 て 完 そ が 用 そ あ 成 原  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ る L 承 子 使 場 た 認 炉 用 合 部 施 を  $\mathcal{O}$ 分 設 受 期 前 を  $\mathcal{O}$ け 使 間 た 号 に 部 方 及 用 法 び 掲 が L に 方 げ な 完 法 ょ る け 成 場 ŋ に れ L 0 合 ば た 使 場 用 11 を な 5 合 て す 除 3 < 原 ない で 子 あ と 間 き。 力 特 9 内 に に規 に 別 て

て お 制 容 使 発 11 てそ 電 用 に ょ 前 用 検 ŋ 0) 原 査 承 子 を 原 子 認 炉 受 施 を 受 け 力 設 な 規 け  $\mathcal{O}$ た方 制 設 1 で 委 置 法 員 使  $\mathcal{O}$ に 用 숲 場 が ょ す 所 `支障 ŋ ることが  $\mathcal{O}$ 使 状 用 が 況 するとき。 な 又 は できる 1 と 認 工 間 事 内 旨 めの

委 員

会  $\mathcal{O}$ 承 認 を 受 け その 承 認 を 受 け た 期

機 構 が 行う使 用 前 検 查

指

示

L

た場

合

第二十一 条 略

5 ワ 略 略

力 発 電 用 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 運 転 を 管 理 す る た め 0 制 御

装 置

2 材 前 料 項 そ  $\mathcal{O}$ 0) 規 定 他  $\mathcal{O}$ に 関 カコ 係 カコ に わ ょ 5 ŋ ず、 原 子 発 力 電 規 用 制 原 委 子 員 炉 会 施 が 設 自  $\mathcal{O}$ 構 5 使 造

> 2 略

場 子

合

で

力

規

そ 会  $\mathcal{O}$ 0 原 承 承  $\mathcal{O}$ 子 認 認 使 炉 を を 用 施 受 受  $\mathcal{O}$ 設 け け 期 を た 間 試 方 そ 及 験 法  $\mathcal{O}$ び  $\mathcal{O}$ に 承 方 た ょ 認 法 8 ŋ を に に 使 受 9 使 用 け 11 用 す た 7 す る 期 原 る لح 間 子 場 き 内 力 合 に 規 で 制 お あ 委 11 0 員 て 7

が そ 会 完 そ 成 原 0 あ 0) 承 承  $\mathcal{O}$ る L 子 認 認 使 た 場 炉 部 を 用 合 を 施 受 受  $\mathcal{O}$ 分 設 け け 期 前 を  $\mathcal{O}$ た 間 号 使 その 方 E 用 部 及 法 び 掲 L が に 承 方 げ な 完 ょ 法 認 る け 成 ŋ を に 場 れ L 使 受 合 ば た 9 用 け を な 場 11 するとき。 た て 除 5 合 < 期 原 な で 子 あ 間 1 内 特 力 0 に て、 に 規 別 制 お お  $\mathcal{O}$ 委 理 そ 11 11 員 て て 由

三 ょ 前 L 検査 り、 た 原 場 子 を受け 原子: 合 炉 施 力規制 設 な  $\mathcal{O}$ 設 1 で 委 置 員 使  $\mathcal{O}$ 用 숲 場 が す 所 るこ 支障  $\mathcal{O}$ 状 ح が 況 が な 又 で は 1 きる旨 لح 工 認 事  $\otimes$  $\mathcal{O}$ を て 内 指 使 容 用 示 に

+ 機 構 条 が 行 !う使 略 用 前 検 査

第二

略

イ 〜 ワ 略

力 原子 炉 施 設 0) 運 転 を 管 理 す るた 8 0 制 御 装 置

2 そ 0) 前 他 項 0  $\mathcal{O}$ 関 規 係 定 に に ょ カュ ŋ か 原 わ 子 5 ず、 力 規 制 原 委 子 員 炉 숲 施 が 設 自  $\mathcal{O}$ 5 構 使 造 用 前材 検 料

が用 用 自 原 5 子 検 行うも 炉 査 施 を 設 行  $\mathcal{O}$ に う と 係 必 する る 要 使 が 用 あ 前 る لح 検 査 認 は  $\Diamond$ た 原 場 子 合 力 は 規 制 当 委 該 員 発 会 電

3 4 略

試

験

使

用

 $\mathcal{O}$ 

承

認

等

 $\mathcal{O}$ 

申

請

た申 受け 請 ようとする 五 書 条 を 第二 原 子 +者 力 は 規 条 制 第 次の各別工項第 委 員 会 号に に 提 号 出 掲 又 げ は な る 第 事 け 項 号 れ ば を  $\mathcal{O}$ な 記 承 ら載 認 な L を

更 に 使 係 用 る しようと 工 場 又 す は る 事 業 発 所 電 の用 名 原 称 子 及 炉 び 施 設 在  $\mathcal{O}$ 地 設 置 又 は

使用し ようと する 発 電 用 原 子 炉 施 設所  $\mathcal{O}$ 概 要

略

五 月 日 申 及 請 び に 使 係 用 る 期 発 電 用 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 使 用 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定

(略)

2

接 検 査 を 受 け る 発 電 用 原 子 炉 施

第二 のうち、 電 用 -六条 用 原 原 子 子 炉 発 施 炉 電 溶 施 設 用 接 設  $\mathcal{O}$ 原 検 で 溶 子 査 あ 接 炉 0 に 施 法 り 設 第 輸  $\mathcal{O}$ 六 て行 使 +入 ĺ 用 兀 うも た  $\mathcal{O}$ 条 ŧ 開  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 始  $\mathcal{O}$ (溶 前 第 に、 当 七 該 接 項 溶 を 当  $\mathcal{O}$ 接し該検 にた発査

> のに 査 係る: とする。 を 行 う必 使 用 要 前 検 が あ 査 は る لح 認 原 子  $\Diamond$ 力 た 規 場 合 制 委 は 員 当 会 が 該 自 原 5 子 行 炉 施 う

ŧ

設

3 略

用  $\mathcal{O}$ 承 認 等  $\mathcal{O}$ 申

第二 受け 十 試 ようとする 五験 条 使 第二 +者 は 条 第 次 の項 請 各 第 号 に 号 掲 又 げ は る 事 号 項 を  $\mathcal{O}$ 記 承 ら載認 を

た

申

請

書

を

原

子

力

規

制

委

員

숲

提

出

L

な

け

れ

ば

な

な

る 使 工 場 用 又 L は ょ 事 うとす 業 所  $\mathcal{O}$ る 名 原 称 子 及 炉 施 び 所 設 在  $\mathcal{O}$ 地 設 置 又 は 更

に

係

三 使 用 L ようとす る 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 概

五 四 略

申 請 に 係 る 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 使 用 開 始  $\mathcal{O}$ 子 定 年 月 日 及

び 使用 期 間

2

六

略

検 査 を 受 け る 原 子 炉 施

第 あ設の う 十 溶 0 0 溶 六 接 輸 接 に 入 L 0 子 溶 た 1 炉 接 ŧ て 施 検 行  $\mathcal{O}$ 設 査 うも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ **(**法 当 使 該  $\mathcal{O}$ 用 第 溶 0) **(**溶 六 開 接 + に 接始 几 をし 0 前 条 11 に  $\mathcal{O}$ た て 行 原 当 う検 子 該 七 炉 原 項 査 施 子  $\mathcal{O}$ を 設炉 検 除 で施査

す る る 7 行 用 う 検 原 子 査 炉 を 施 除 設く。 次 を  $\mathcal{O}$ 11 う。 各 号 に以 掲 下 げ 同 る r. お を り لح 受

### · 二 (略

さ容 れ 器 実 実 る 又 施 もは計 画  $\mathcal{O}$ 管 画 で に 前 あ 定 8 号 9 8 5 に 7 5 規 れ 定 非 た す 常 発 電 る時 電 もに用 の安原 を 全 子 除装炉 炉 置 施 施 設 لح 設 l に 7 属 使 す 用 る

五. が除  $\mathcal{O}$ 容 キ 内 IJ 圧の容 三十 方 施 器 包 メ 力 施 器 口 実 セ そ 뭉 施 ベ ] 九 施 ル 設 す 設 計 ク る +  $\mathcal{O}$ 及 に 第 七 1 に 第 計 ミリ V 放 で 八 属 内 び 属 画 ル - 号 号 あ 丰 す 包 第 す に ル 射 に を る に に る に 定 毎 性 べっ 口 定 圧 セ す 力 あ る 号 外 規 8 <u>\\</u> 物 ク て 超 パ 外 規 えス径 方 質 る チ 放 に 径 定 5 V 定 メ 規 す セ がルそ る 力 六 す れ 加 射 百 れ 管 Ś + る 毎  $\mathcal{O}$ 合 ] 定 た 液 ル た え 性 五. チ 満は す + ŧ 発 立内 未 <del>--</del> 1 物 体 ŧ 発 ミリ メ ル 質 る 3  $\mathcal{O}$ 電 中 方 包 前 満  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ IJ (そ を る Ł  $\mathcal{O}$ ŧ 用 に セ す  $\mathcal{O}$ を 用 +除原 号 管 メ メ  $\vdash$ あ ン る 除  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 原 る場 にに 1 チ 放 1 七  $\mathcal{O}$ 度 を 子 ル 子 メ う 丰 内 が除ト 炉 射 規 あ 1 以 ) 又 以 包 定 0 口 施 合 性 ル ル 又設はに 上 ベ 以 す す 1 て 下 は 物 る は 次 ク る 七 上  $\mathcal{O}$ ル 質 は 三十 放 ? での \_ 属 Ł ŧ 0) 高 属 (そ IJ あ管れす  $\mathcal{O}$ 濃 圧定ル 射 の百使れ す ( らる 部め毎性べつ 七の度 を ミ用らる

> < ° 次  $\mathcal{O}$ 各 号 を 1 う。 掲 げ る 以と 下 お 同 ŋ じ。 す を受 け る 原 子 炉 施 設 は

# · 二 (略)

三 もは 管 施 で 前 あ 号 0 画 に 7 に 規 定 定  $\Diamond$ す 常 5 る 時れ £ にた 安 原  $\mathcal{O}$ 全 子 除装 炉 置 施 لح 設 L に 属 7 使 す 用 る さ 容 れ器 る又

儿

る 七 トナに ク ミリ 属 放 で 八 実 ル \_ 号 キ ル 射 あ す 施 べつ ロる 毎 性 を に 計 て 超 立 ク パ外 規 物 画 えス径 V 方 質 定 に る管 セ が ル そ 力 六 す 定 +ン 液 毎 ル る  $\mathcal{O}$ 8 チ ーミリ ŧ 体 立内 未 5 メ 前 方 包 湍 中  $\mathcal{O}$ れ に セ す  $\mathcal{O}$ を た 号 る 管 メ 除  $\vdash$ あ 原 る場 チ にに 放 1 ル 子 メ 射 規 あ 炉 卜 以 合 定 性 0 ル 施 上 1 す て 又 は 物 設  $\mathcal{O}$ ル 質 る は は に 三十 t ŧ 高  $\mathcal{O}$ 属 (そ  $\mathcal{O}$ 濃 の百 使れ す ミリ 七の 度 を 用 る 5 キ 内が 除  $\mathcal{O}$ 容 圧 包 くメ 三 力施 口 ベす十 九設

五. 毎の及に 以ン液 内 属 立. び 実 方 包 第 す 号 施 る に 計 セ す 圧 号 あ る 外 規 力 画 る チ 放 に 径 定 に メ 規 す 定 加 射 百 ] るめ え 合 性 定 五 す 5 満は 1 物 + ŧ ・ミリ 質 る ル  $\mathcal{O}$ ħ を  $\mathcal{O}$ t た る 除原 濃 メ  $\mathcal{O}$ ] 七  $\mathcal{O}$ 度 を 子 う キ 内 が 除 炉 1 以 ちロ 包 ル 施 + ベ す 以 下 又 設 上はに ク る 七 次 \_ 放 3 での 属 ij 管 あ れ す 定ル 射 圧 る 毎 性 ベ 2 部  $\Diamond$ 5 第 て、 る立 ク  $\mathcal{O}$ 容 分 物 圧 方 施器 V 力セがルそ号設へ

第二十 2 5 溶 会に届 圧 次に 略 几 八 係る 部 源 5 五. 圧 液 和 接 耐 常常 と 条 分に ガ 兀 検 設 化 発 常 圧 第二 六 備に ス +電 略 け 掲 査 外 用 ガ 用 部 う。 の実施 条 保 É つい 分に げ ス 用 径 電 電 略 条 六の 号 年 の 三 設 安 る 係 略 原 て 百 源 源 法  $\mathcal{O}$ 備 又 通 発 設 子 て溶接をするも 設 設 五 0 る 二十二 六の 0 は + 電 備 に に 商 備 備 炉 ŧ 特 昭 第 用 を、 係 産 施 3 7  $\mathcal{O}$ 又 0 和二十 るも + 定 兀 業 設 原 IJ を 溶 は 11 第 設 号に 省令 匹 子 あ メ 災 接 7 除 補 二項 溶 第 備  $\mathcal{O}$ 炉 ] 防 を 5 機 六年 般 す 検 に 規 第 施 護 接 か 卜 駆 項 設 ľ る を に 査 限 定 五. 高 ル 設 動 る。 め、  $\mathcal{O}$ に 法 す 十圧 と t す 以 備 用 Ź 合 規 る 律 ガ 上 又 の属 燃 )であ 号 て 定 格 第 ガ ス て 原 0 す 料 ŧ は ス 準 若 L 二百 保 使 子  $\mathcal{O}$ 管 設 浸 る 以用する を 甪 しく 第二 安 力 0 水 容 備 几 内 規 す 又 0 規 Š 防 器 うる第 は同 | 号) . 包 す 条 は 則 制 非 護 0) 場 第 うち 第 常 委 施 五五法第高る 合 昭 員 設 用 耐 第二 2 新設 会に届 5 +新 イ 〜 溶 1 口 う。 略 八条 次に 接 兀 条 六 保 ス 設 号 設 年  $\mathcal{O}$ 安 検 原 三 法 又 通 子 け 掲 備 略 査 二十二第 六 は げ  $\mathcal{O}$ (昭 に 商 出  $\mathcal{O}$ 炉  $\mathcal{O}$ 特 略 係 第 産 施 て る 実 つ 和二十 るも 施 定 几 業 設 原 設 号に 設 匹 省令 子 備 て 溶 第 備  $\mathcal{O}$ 炉 を、 -六年 二項 項 施 検 に 規 第 般 接 を に 限 定 設 あ 査 五. 高 十三号) る。 とし す お  $\mathcal{O}$ に 法 するガス 5 合 くる も 規 律 カュ )であ て 定 格 第 て ľ 準 若 Ļ 二百 保 使  $\mathcal{O}$  $\Diamond$ を 用 しく 第二 用 安 す す 兀 0 内 規 原 又 んる第 八は同 | 号) て、 包 る は 条 則 子 場合 第 す 力 第 五. 五. 法 第 高 る \_ 昭 規 号、 第 Ŧī. +圧 液 制 和 六 五 十ガ化 兀 委 条十六スガ第十 員

+ 六 条  $\mathcal{O}$ 六  $\mathcal{O}$ + 几 第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 特 定 設 備 基

潍 適 合 証  $\mathcal{O}$ 交 付 を 受 け た t  $\mathcal{O}$ 

三 略

入 溶 接 検 査  $\mathcal{O}$ 申

請

入 れ項 同 検  $\equiv$ r ° ば を L 査 なら た 記  $\mathcal{O}$ 九 ŧ う 条 載 な を 5 L  $\mathcal{O}$ ) た 申 受け 0) 輸 当 溶 入 請 ょ 該 接 溶 うと 書 溶 を 接 を 接 し検 する者 原 に た 査 子 0 発 力 1 電 法 は、 規 7 用 第 制 行 原 六 次 う 委 子 + 員  $\mathcal{O}$ ŧ 炉 兀 会 各  $\mathcal{O}$ 施 条 号に に を 設  $\mathcal{O}$ 提 11 で 出 掲 う あ 第 げ L 七 0 7 な る以 項 事 け 下 輸  $\mathcal{O}$ 

5 兀 略)

構 が 行 う 溶 接 検 査 又 は 輸 入 溶 接 検 査

子 び 査 又 が + 炉 第 施 は 機 条 十 項 輸 構 設 の七並 入 に 溶 検 条 び 行 第 に 又 接 わ 査 は で 検 条 第 せ  $\equiv$ あ 第 査 る 第 +0 に 検 十 係 査 項 九 条 る に  $\mathcal{O}$ 第二十二年 t 関 規 0) す 定 に る に 限 六 請 に 事 ょ る。 条 を お 務 ŋ に 受 V  $\mathcal{O}$ 原 掲 け て 子 次 部 げ た 同 条 力 るも 発 じ 第 規 電 溶 制 項接 の用 委 と原は及検 員

2 前 査 料 項 そ 又  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 規 他 定 入  $\mathcal{O}$ に 溶 関 カコ 接 係 カン 検 に わ 査 ょ 6 ず、 り を 行 原 う必 子 発 力 電 規 要 用 が 制 原 あ 委 子 る 員 炉 と認 会が 施 設 自 8  $\mathcal{O}$ たら 構 場 溶 造

す

る

証  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 六 交  $\mathcal{O}$ 付 + を 儿 け た 項 t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 特 定 設 備 基 潍

適

合

三 略

第

載 ŧ 検 ない を L 査 + $\mathcal{O}$ う た 申 受  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 九 け 当 う 条 溶 ょ 該 5 接 請 うと 検 溶 書 輸 を 接 入 査 溶 原 す に 接 溶  $\mathcal{O}$ Ś 申 子 0 を接 者 力 11 検 請 L 規 た は 7 査 制 行 原 う 委 次 法 子 員  $\mathcal{O}$ ŧ 炉 第 会 各  $\mathcal{O}$ 施 六 号 を 設 + に 提 11 で 兀 う。 撂 出 あ 条 げ L  $\mathcal{O}$ 0 て な る 以 事 け 下 輸 第 項 同 れ 入 七 を じ し項 ば たの な記

( 兀 略

5

2 ( 4

構 が 行 う 溶 接 検 査 又 は 輸 入 溶 接 検 査

第 設 び 三 査 会 第 + 0) 第 又 が は 検 機 査 十 項 輸 構 で 七 並 入 に 令 条 溶 あ U 行 第 0 又に 接 わ は 第 検 せ 条 査 る 第  $\equiv$ 第 二十二条二十二条 第二十 検 項 杳. に  $\mathcal{O}$ 六 条 t 第 関 規 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ す 定 に 申項に る に 撂 に 限 事 請 ょ げ を る お 務 り 受 る 原 11 0) ŧ け 7 子 次 のた 同 条 部 力 とす 第 原 U 規 ~; 溶 制 る。 項 委 炉 接 施は及検 員

2 又そ はの 前 輸 他 項 入  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 溶 関 規 接 係 定 検 に に よか 査 ŋ を カコ 原 行 わ う 子 b 必 ず 力 要 規 が 制 原 あ 委 子 る 員 炉 لح 会 施 認 が 設 め 自 0 た 5 構 場 溶 造 合 接 は検 材 査

溶 合 接 は 検 査 当 は該 発 原 雷 子 用 力 原 規 子 制 炉 施 委 員 設 会 に が 係 自 る 5 溶 行 接 う 検 ŧ 査 0 又 とす は 輸 る入

3 4

兀 設 定 期 施 検 設 査 定  $\mathcal{O}$ 申 期 検 査 法 第

六

+

兀

条

 $\mathcal{O}$ 

第

七

 $\mathcal{O}$ 

第

請 ようとす 書 性 年 査 を希 能 以  $\mathcal{O}$ 内 に う Ś ごとに 望 0 ち する 者 1 て は 発 検 行 電 うも 査 口 用 次 が 音号に掲りの 各号に掲り 開  $\mathcal{O}$ 原 の定 子 を 期 炉 <del>魚</del>に、 11 施 . う。 設 当  $\mathcal{O}$ 前 以 る 該 使 事 ま 下 発 用 で 項同電 を に を U 用 開 原 原 記 始 子 載 子 L 戦した を受け 力規 た 炉 施 後 項 制 設

略

委員

会に

提

出

し

な

け

れ

ば

なら

な

称 発電 及 び 所 用 在 原 地 子 炉 施 設 を 設 置 L た 工 場 又 は 事 業 所  $\mathcal{O}$ 名

0 施設 種 類 及 定 期検 び 施 設 査 を受 番 号 け ょ Š す る 発 電 用 原 子 炉 施 設

兀

施 設 定 期 検 査  $\mathcal{O}$ 実 施

実 施 +た だし 計 五 画 条 定 施 第  $\otimes$ 設 兀 る 定 + 期 t の検 条 の査 性は  $\mathcal{O}$ 能  $\mathcal{O}$ に発 つ電 + い用 て 原 行 第 子 うも 炉 項 施  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 設 認可を 0 う

> 原当 子 該 力 原 規 子 制 炉 委 施 員 設 会 が 係 自 る 5 溶 行 接 う 検 ŧ 査  $\mathcal{O}$ 又 は す 輸 う る。 入 溶 接 検 査

> > は

3 略

期

査

 $\mathcal{O}$ 

申

請

は、 る 内 三 L 7 検 な 検 行 ごとに 査 十 施 け うも 査 次  $\mathcal{O}$ 四設 う れ 開  $\mathcal{O}$ 定 ば 各 始  $\mathcal{O}$ なら 号に 日 を 口 施検  $\mathcal{O}$ 11 原 設 う。 な 掲 定 子 定 げ 月 期 炉 期 以に、 前 る 施 検 下同 事 設 ま 査 でに 項 当  $\mathcal{O}$ ľ を 該 使 法 原 記 原 用 第 子 載 を 子 六 を受け 力 L 炉 開 + 規 た 施 始 兀 L 申 制 設 条 委員 ようとす 請 た  $\mathcal{O}$ 0 後、 性 書 会に を 能 希 に る 提 望 年 項 0 す者 出 い以の

略

所 在 原 地 子 炉 施 設 を 設 置 L た 工 場 又 は 事 業 所  $\mathcal{O}$ 名 称

及

び

三 及 施 び 施 設 設 定 期 番 号 検 査 を 受 け ょ うとす る 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 種 類

兀 略

2 5 略

施 期 査  $\mathcal{O}$ 実 施

画  $\equiv$ L で +定五設 法 第  $\Diamond$ 条 定 兀 る ŧ +施検  $\mathcal{O}$ 設 条 の定 性期  $\mathcal{O}$ 能検  $\mathcal{O}$ に査 つは 第 11 て行 原 項 子 0) う 炉 É 認 施 可  $\mathcal{O}$ 設 を受け とする。 うちち 実 原 た 施 だ計

受け 核 燃 料 た 物 発 質 電 が 用 存 原 在 子 す 炉 る に 場 0 合 1 を て 除 は、 き、 廃 止  $\mathcal{O}$ 措 限 置 ŋ 対 で 象 な 施 設 に

2 4 3 略 略

略

称 及 発 電 び 用 所 在 原 地 子 炉 施 設 を 設 置 た 工 場 又 は 事 業 所  $\mathcal{O}$ 名

0 施設 種 定 期 検 査 を 受 け ようと す る 発 電 用 原 子 炉 施 設

兀 5 六 略

5

略

構 が 行 う 施 設 定 期 検 查

第

びに 定  $\mathcal{O}$ 期 会 第三十 申 検 が 六 請 条 査 機 を に 構 係 受け 八 に 令 条 る 行 第 た 第 ŧ わ 発  $\mathcal{O}$ せ 条 る 電 項 に 第 用 12 限 検 る。 原 お 查 項 子 に  $\mathcal{O}$ 11 関 炉 T 規 次 同 条 施 す 定 ľ る 設 第 に 事 0 ょ 検 項 務 ŋ は、 及 査 0) 原 び 子 で 第二 あ 第 部 力 三十 規 0 項 て 施 制 四 並 設 委

( 略 次

0)

各号に

· 掲 げ

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

とす

る。

+ 几 置 発 電 用 原 子 炉 施 設 0 運 転 を 管 理 す る た 8  $\mathcal{O}$ 制 御

2 設 定 前 期 料 項 そ 検  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 規 査 を 他 定 行  $\mathcal{O}$ に う必 関 カコ 係 カコ 要 に わ が ょ 5 ŋ あ ず、 ると認 原 子 発 力 電 め 規 用 た場 制 原 委 子 合 員 炉 会 は 施 が 設 当 自 0 該ら 構 発施 造

> す 炉 に る 場合を除 0 1 て は き、 廃 止 0) 措 限 置 ŋ 対 で 象 施 な 設 に 核 燃 料 物 質 が 存

> > 在

2 3 略

4 略

略

原 子 炉 施 設 を 設 置 た 工 場 又 は 事 業 所  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び

所 在 地

三 施 設 定 期 検 査 を受け ようとす る 原 子 炉 施 設  $\mathcal{O}$ 

種

類

兀 5 六

略

略

5

第 号に 条び 定  $\equiv$ 員  $\mathcal{O}$ に 期 会 +掲げ 申請 第 検 六 構 が 三 査 機 が を に 構 行 受 八 係 に Š 令 条  $\mathcal{O}$ け る 行 第 施 第 ŧ た 設 わ す 原 せ 条  $\mathcal{O}$ 定 ر چ ه 子 項 に る 期 第 限 炉 に 検 検 る。 施お 査 項 査 設 1 に  $\mathcal{O}$ 関 規  $\mathcal{O}$ て 次 同 条 す 検 定 ľ 第 査 る に 事 ょ で 項 務 ŋ あ 交び は、  $\mathcal{O}$ 原 0 て、 子 部 第 第 力 規 次 十 項 施 0) 制 四並設 各 委

5 十三 略

るも

لح

+兀 原 子 炉 施 設 0 運 転 を 管 理 す る た 8  $\mathcal{O}$ 制 御 装 置

2 そ 検 查  $\mathcal{O}$ 前 を 他 項 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 関 規 う 必 係 定 要 に に が ょ カュ り あ カコ ると認 原 わ 子 5 ず、 力 規 め た場 制 原 委 子 合 員 炉 会 は 施 が 設 当 自 0 5 構 該 施 原 造 設 子 炉 定 材 施期料

員 用 が 原 自 子 5 炉 行 施 う 設 Ł に 係  $\mathcal{O}$ لح る す 施 る。 設 定 期 検 査 は 原 子 力 規 制 委

3 • 4 略

安

検

査

第 う。 兀 実 Ž 施 電 + 状 用 法 条 況 原 保 第 下 に 子 兀 同 安 保 応じ U 炉 +  $\mathcal{O}$ 安 施 た 検 設 条  $\Diamond$ 査 は、 毎 に  $\mathcal{O}$ 0 係 年 措 法 兀 る 0 置 毎 第 検 回  $\equiv$ 年  $\mathcal{O}$ 六 + 以 查 兀 実 + 内 に 施 兀 口 あ 行 第 に 条 行 う 0 う 0  $\mathcal{O}$ ŧ ŧ て 項 1  $\mathcal{O}$ は  $\mathcal{O}$ 7 第  $\mathcal{O}$ لح 認 とす 行 七 する。 廃 可 う 項 を 止 る ŧ  $\mathcal{O}$ 受け 措  $\mathcal{O}$ 検 た 置 を 査 のただ  $\mathcal{O}$ 11

2 略

検 査 事 務 実 施 す る 者

を

第

兀 格 0 に 十三 7 関 0 とす 1 す á ず 条 次 ź。 れ  $\mathcal{O}$ 事 カュ 各 務 機 に 号  $\mathcal{O}$ 構 該  $\mathcal{O}$ が 部 当 法 行 を実施、 第六 L う令第二 か十 でする者 つ、 六 条の 条 機 第 主 構 は \_\_ 務  $\mathcal{O}$ 項 理 省 に 機 事 令 構 規 長 で 0) 定 定 職 が す 選  $\Diamond$ 員 る 任る で 検 し資 あ 査

た

者とす

Ź.

は る 大学 学校 子 工 学 関 力 以 す 施 上 教 る 関 短 0) 育 学 期 行 す 法 る学 力 大 政 学 を 事 錬 昭 務 施 有 科 を 和 . を修 設 す 除 に ると < 通 を + 算 除  $\Diamond$ < 認 て 卒 年 L て二 に  $\Diamond$ 法 5 業 お律 年  $\mathcal{O}$ れ L 1 第 以 保 る た て 者 者 上 安 イそ で 従 又 理 六 は 号) 学 事  $\mathcal{O}$ あ 他 若 0 てれ た に  $\mathcal{O}$ L 経 保 لح < ょ

> う 設 t に 係 0 とする。 る 施 設 定 期 検 査 は、 原 子 力 規 制 委 員 숲 が 自 5

> > 行

3

略

安

検

査

第

し、 う。 う 兀 応 炉 じ、 施 + 法 設 条 毎 に 第 下 保 係 兀 年 同 安保 兀 る じ  $\mathcal{O}$ 安 + 口 検 た 検 以 査 条 め 査 内 は に 0  $\mathcal{O}$ 行 あ 法  $\equiv$ 措 うも 0 0 毎 置 第 て 年  $\mathcal{O}$ 六 は 第  $\mathcal{O}$ 兀 実 +とす 施 口 兀 廃 項 行 に 条 る 0 止 Ž 0  $\mathcal{O}$ 措 認 t 三 1 置 可  $\mathcal{O}$ 7 第 を受け لح 行 0) 七 す 実 う 項 る。 施 ŧ  $\mathcal{O}$ た原 状  $\mathcal{O}$ 検 た 況 を 査 子だ 11

2

検

査

事

務

を

実

施

す

る

第 格 兀 9 に  $\mathcal{O}$ 関 +する ず 次 事 れ  $\mathcal{O}$ 各 カュ 務 機 に 号  $\mathcal{O}$ 構 該  $\mathcal{O}$ が 法 部 当 行 ゴレ、かか、 を実 !う令 施 第 つ、 六条 す Ś 条 機  $\mathcal{O}$ 者 第 主 構 は 務 項  $\mathcal{O}$ 理 省 機 に <del>1</del> 事 構 規 · で 定 長  $\mathcal{O}$ 定 職 が す め 選 る 員 る 任 で 資 あ 査

同 理 加 は る 大学 施 築 学 工 工 施 以 学 校 設 に 教 設 上 関 短 廃 0 育 学 期 棄 す 法 る学 大学 力 物 子 埋 を 昭 炉 有 科 を 施 設 和 . を修 除 施 設 すると < 設 使 8 及 認 用 び て 年 卒に 特 済  $\Diamond$ 法 5 業 お 定 燃 律 廃 料 れ L 1 第 る た て 棄 貯 者又 者 十六 物 蔵 理 施 で 管 号) あ は 学 理 設 若 施 0 て、 れ に 設 再 L 処 及 ょ

第 64 条の 3 (略) 2 ~ 6 (略)	別記様式(裏面)	二〜四(略)  二〜四(略)  二〜四(略)  二〜四(略)  二〜四(略)  二〜四条第二項及び第三項の電気工作物検査員(原子力規制委員会規則の整理等に関する命令第三条の規定による廃止前の電気事業法の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令(平成十五年経済産業省令第百十一号)第二条に規定する電気工作物検査員をいう。)の経験を有する者であって、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの  、(略)	研修を修了したものした経験を有し、かつ、原子力規制委員会が定める品質保証若しくは運転に関する事務に三年以上従事験又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、
第64条の3 (略) 2~6 (略)	別記様式(裏面)	運転に関する事務(以下「保安事 員会が定める研修を修了したもの 第三項の電気工作物検査官の電気工作物検査員(電気事業法の規定 第三項の電気工作物検査官の職に 第三項の電気工作物検査官の職に 第三項の電気工作物検査官の職に 第三項の電気工作物検査官の職に 第三項の電気工作物検査官の職に 第三項の電気が定める研修を修了したもの 規定する者をいう。)の経験を有 規定する者をいう。)の経験を有	又は原子力施設に係る設計、建築、補修、検査、品事務」という。)に通算して二年以上従事した経験安その他の保安に関する行政事務(以下「保安行政び使用施設等(以下「原子力施設」という。)の保

- 4 定 従 H KK 7 辞近 B けなければ N 定 行われている 核蒸料物  $\cap$ 原 (1 4  $\mathcal{N}$ 力 Fi なから 質の防護のた 9-牃 , , 桝 ない。 かどうかについて、 鄉 原子力 J. J. 辞近近 規制 めの措置が実施計画 原 ]委員会 子力 拖 設の が行 実施計画 ν۷ 保 検 安 9 F7 査  $\bowtie$
- $\infty$ 0)1  $\mathcal{O}$ 6 検 耳中 金に Œ 徭 のとする。 「原子力規制 「原子力 12 「前項」 ひころ 夈 徭 規制 半 0 項から  $\cap$  $\mathbb{H}$ 椺 委 4 H ° Sv  $\mathbb{I}$ N 水 5017 徭 孙 が定める 規則で定 (1  $\infty$ の場 戽 一館 H € 8 合において、 64 E 9 B Š 条の 規 Œ 定 9 6 ω  $\sim$ H 徭 読み替 ~1 皿 严 屈 H 籴 屈 9  $\mathcal{N}_{\mathbf{r}}$  $\mathcal{O}$ 徭
- 徭 以下の懲役若しくは 94 籴 れを併料する。 次の各 号のいずれかに該 100 万円以下の罰金に処 账 4  $\mathcal{N}$ 辨 H  $\dot{\subset}$  $\bowtie$ 年
- 口 of 9 学 Xit ω  $\wedge$ B 徭 は試料の提 郝 徭 43 12 質問に対 0 条の3の 条第6 朱 PH 屈 舥  $\bowtie$ 吵 0 of of 7 屈 戽 H 舥 24 第 6 項 無 14 て陳述をせず、 徭 2 描 9 22 51条の 祭の3 7 戡 后后 朱 妨げ、 舥 Ĩ1 6 項、 舥 徭 ٦ 18  $\infty$ Ŋ 43 舥 批 批 |項において 条の 0 舥 70 しくは感  $\subset$ 河河 いくは記 37 20 籴 舥 艦 検 舥 56 強 . 計 查 缩 0 0 用若し 項項条
- + 施計画 9 Hic 4 提出出 者需 64 なかっ 桊 9  $\omega$ 4 舥 桝  $\vdash$ 項の 戡 定 Fi 連 A  $\subset$ 7
- · + 9 1 徭 64 籴 9 ω 徭 4 頃の 戡 · File Fi ٦ Ø 倍 4F

4 定 従 H 受け B 7 称 称 N 定 定 なければならない。 行われているかどうかについて、 核燃料物質の防護の  $\sim$ 原 (1 子力  $\mathcal{N}$ rī # J 6 牃 桝 鄉 原子 ) H 特定 ための措置が実施 力 戡 些 原 衆 4 力 )III 会が行う 施設の保安 実 摇 1 1111 筷 画 画 9 rī 査 ×

~1

のは 查 屈 徭 9 中「前項」 にして人準 12 4 原子力 原子力規 条第6  $\mathcal{O}$ 規 項から . 制 殊 些 用する  $\sim$ 袠 H ° ° B がが 얦8 5017 気 決規則 1 定め 9 点 Ÿ 越 H 徭  $\mathcal{O}$ 定 合において、 Ÿ 2 & 9 \_ 82801 0 条の 規 定 ω 7  $\sim$ 靔 徭 H ~ 川  $\sim$ 耳 馞 H 籴 屈 N χv 徭

 $\mathcal{C}$ 6 検  $\infty$ 

以下の  $\mathcal{N}$ 78 柔 懲役若しくは 次の各号のいずれかに該 账 4  $\mathcal{N}$ 桝 ず、

100

万円以下の罰金に処

 $\dot{\subset}$ 

× 併

舥

H

れを併料する。

- げ、 徭 9 97 N 8項において準用する 18 第 12 徭 者し |若しくは虚偽の陳述 舥 43 入り、 条の 0 条第6 くない。 阿河 20 検 徭 屈 查若 幸 舥 56条の3  $\subset$ 6 舥 、 阿 22 KI X R は試料の提 舥 籴 譃 絶る 部の 質問に  $\subset$ 50 4 14 条網 項又は第 M 运 财 対し of of 6 舥 H 译 37 、
  と
  関
  法

  関
  に 4 2 哲 の規定 朱 徭 条の 舥 51 14 0 #  $\omega$ 校 F) 桊 屈
- 実 施計 10 画 4 揑 徭 H 64 なかっ 朱 9  $\omega$ 7 舥 \* 屈 9 戡 定 ٢ì 寧 M  $\subset$ 7
- 107十七の三 舥 64 条の ယ 徭 4 屈 の規 定 Ĩ1 9~  $\mathcal{W}$ 俉 4

| |

に違反した者 二十七の四 第 64 条の3第6項の規定による命令 に違反した者

に違反した者 二十七の四 第 64 条の3第6項の規定による命令 に違反した者